

平成18年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成18年12月11日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

20 番 林 国夫議員

21 番 中西勇夫議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3 番五十嵐 聡議員。

●3 番五十嵐 聡議員（登壇） 平成 18 年第 4 回定例会に当たり、大綱 2 点について市長に質問いたします。

大綱 1 点目は、農業行政について。

本年の水稻は、雪解けのおくれと 6 月後半までの低温、日照不足で生育が大幅におくれ、冷害が懸念されましたが、7 月に入ってから好天が続き、生育も順調に回復。8 月、9 月の登熟期には、日照時間、温度共に確保され、作柄もよく全道の作況指数は「やや良」の 105 で、2 年連続の豊作となりました。

大豆においては、秋まき小麦の廃耕も加わり、1,445 ヘクタールと大幅にふえ、収穫・調製を危惧しましたが、道の地域政策補助金の活用で、収穫期に間に合う調製施設の整備が整い、収穫のおくれもなく、生産者はよい結果となり感謝しております。

調製は 12 月中旬までかかりそうですが、平年作を超える収量が期待できると聞いております。

しかし、廃耕しないで残された秋まき小麦は、褐色雪腐病の影響で、収量、品質共によくない結果でありました。

一方、国際的にもオーストラリアとの F T A 締結交渉に入り、道の主要農産物である、

牛肉・乳製品・米麦・砂糖の 4 品目を例外措置なしでの交渉が進められ、関税が撤廃されると北海道の農業に大きな打撃で存続も危ぶまれます。

政府には、慎重な対応を強く求めるところであります。

そこで、4 月に農政部を新たに設置される中で、農業支援センターが業務を開始され、若い農業後継者を中心とした研修や講座、11 月には女性のための農業講座も開催され、農業経営の帮助であり、今後の活動に期待されております。

1 点目、19 年から始まります品目横断的経営安定対策に向け、1 人でも多くの担い手を確保するために、どのような取り組みをなされてきたのか伺いたします。

2 点目、品目横断的経営安定対策の担い手から外れる農業者に対しては、どのような対策を講じられてきたのか伺いたします。

3 点目、担い手に限定した品目横断的経営安定対策は、過去 3 年の生産実績に基づく面積支払いを 7 割、その年の生産量・品質に基づく数量支払い 3 割に設定されております。

本年の秋小麦はよくなかったわけですが、来年からの対策に対する影響と、この対策で予想される農業産出額への影響をお伺いたします。

4 点目、品目横断的経営安定対策と車の両輪と言われております、農地・水・環境保全向上対策、同僚議員も質問しましたが、地域や農業者の関心も高く、視点を変えて質問いたします。

この事業は、後継者不足と農業者の高齢化による人手不足を補う対策でもあります。

本市の農家戸数は、平成7年1,296戸、平成12年1,115戸、平成17年923戸と年々減少しており、将来に向けて農業者だけで集落の維持、農地や農業用水などの資源を保全していくのに限界があります。

地域全体で資源を守り、美しい環境を次の世代へ継承していくために重要な対策であると考えます。

地域ぐるみでの効果の高い活動と、先進的な営農活動を総合的に支援する対策で、実施期間は19年から23年までの5年間です。

道内では、180ある市町村のうち、8割が実施要件としており、19年度はこのうち6割で、要望額14億円。これに対し、道の農政部が検討しているのは、4億円程度の予算規模で、どこまで道が予算を確保できるかが最大の焦点であります。

農地・水・環境保全向上対策に対する市長の基本的な考えをお伺いたします。

次に、これまで北海土地改良区が中心になって、8地域の水系単位で活動組織が立ち上がっております。市は、活動組織づくりに、どのようなかわりを持たれているのかお伺いたします。

次に、北海土地改良区以外の水利組合や、ため池を利用している農業者に対し、農地・水・環境保全向上対策の組織づくりの啓発、情報の発信をどのようになされているのかお伺いたします。

次に、交付金は反当たり水田3,400円、畑地1,200円。国が半分、残りを道と市町村が負担することになっております。

農業振興地域で農業者だけでなく、地域住民などの多様な方々が参加する組織活動に交

付されるわけですが、農振外地区に対する考えをお伺いたします。

次に、市の農地約8,990ヘクタールに対する負担は、約7,300万円。大きな金額であります。

国は、地方交付税で、地方の負担の一部を補う方針であります。国に対して農協組織、関係団体で市町村の負担に見合う交付税などの財政措置を強く要望しております。

本市の農地が対象になりますと、活動組織に対して交付金が入るわけですが、どれくらいの経済効果を生み出せるのかお伺いたします。

5点目、農地の総合的な基盤整備は、生産環境整備を行うことで、農地の集積・汎用化・農作業の省力化による農業生産性の向上を図り、地域農業の中心となる経営体の効率的かつ安定的な農業経営を実現すると共に、優良農地の保全と担い手への集積を行う上で重要であります。国営または道営事業の取り組みに、新たに7地区で期成会が設立されております。

現在の取り組み状況と、今後の事業制度の流れについてお伺いたします。

大綱2点目は、道州制であります。

11月28日衆議院の本会議で、北海道を対象とした道州制特区推進法案が可決され、今国会で成立する見通しであります。

安倍首相は3年以内に道州制特区ビジョンを策定する方針を示しております。

一方で、移譲事業が8事業に限られている上、道州制の理念や定義、ブランドデザインが示されていなく、行政の効率化ばかりが強調され、行革法案と反対の意見もあります。

1 点目に、道州制による本市への影響をお伺いたします。

2 点目に、高橋はるみ知事は道州制特区構想で、道内 180 市町村を 21 市にする構想を示しております。道が示す周辺市町村との合併構想に対する市長の考えをお伺いたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、担い手育成対策についてであります。各農協ごとに市及び農協、農業委員会、農業普及センターなどと、「地域担い手育成総合支援協議会」を設立しており、この協議会において、品目横断的経営安定対策の周知を図るほか、個別に意向確認を行うなど、対策の要件を満たす担い手への誘導に取り組んでおります。

また、「農業支援センター」では、品目横断的経営安定対策の対象品目である、小麦、大豆の生産性の向上を図るため、現地指導等を行ってきたほか、「農業塾」や「農業講座」を通じて、青年農業者や女性農業者に栽培技術等の指導を行っております。

このほか、今月 15 日と来月 16 日には農業委員会、認定農業者協議会との共催による「担い手育成セミナー」を開催し、技術面や経営面の講習を行うこととしております。

次に、担い手以外の農業者対策についてありますが、「地域担い手育成総合支援協議会」において、品目横断的経営安定対策の対象となる担い手へ誘導するために、数戸による法人の設立や経営規模拡大による要件充足等に向け、指導・助言をしております。

一方、担い手以外の農業者に対しては、水

稲単作、あるいは野菜や花き等の高収益作物の導入などを指導しております。

次に、品目横断的経営安定対策についてありますが、過去の生産実績に基づく支払いは、平成 18 年以前 3 カ年の生産実績をもとに算出されることとなりますが、農作物共済の対象となった場合には、生産者の選択で、その当該年を除くことができる特例措置があり、今年的小麦はその特例に該当することから、影響はないものと考えております。

次に、農業産出額につきましては、麦作経営安定資金や大豆交付金などが廃止されるため、麦では約 9 億円、大豆では約 5,000 万円減少するものと試算しておりますが、農業者の収入は品目横断的経営安定対策による直接支払いにより補てんされるものと承知しております。

いずれにいたしましても、農業産出額の向上に向けては、農協などと連携し、米・麦・大豆の品質・収量向上の取り組みや、野菜、花き、果樹の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてありますが、この対策により本市農業の継続的な経営安定と、農業・農村の発展のほか、農業者だけでなく地域住民等が一体となって活動組織を立ち上げ、生態系や水質保全、環境景観の形成や農村の自然、環境などを守る地域協働活動が促進されるものと考えており、関係団体等と協議検討を進めているところでございます。

活動組織については、北海土地改良区が中心となって、各関係団体と協議をしながら、地域で組織づくりが進められております。

市としましては、地域活動組織の設立総会や各地域などからの問い合わせに対し、事業制度の説明を行っているところであり、今後とも国・道等の情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、北海土地改良区水系以外の組織づくりについては、市としても農協などと連携しながら、事業制度や組織づくりに向けて情報提供を行っているところでございます。

次に、支援対象面積につきましては、農業振興地域内における農用地区域の農用地が対象となりますが、それ以外の区域についても、一体的に保全活動を実施することが効果的である場合には、交付金を充当することが認められております。

次に、事業に対しての経済効果については、各地域の支援費から支出される経費として活動にかかる資材購入費や日当などに幅広く使うことができ、一定の波及効果があるものと考えております。

次に、基盤整備事業についてであります、国営事業については、美唄市全域を対象として、本年度から3年間で地域の課題や整備状況などを調査し、農業基盤の整備方向を検討する「地域整備方向検討調査」を行っているところであります。

この事業制度については、「地域整備方向検討調査」を3年間。さらに「農地再編事業地区調査」を3年間。事業実施8年間という流れになります。

このような状況の中で、7地区において事業推進期成会が設立され、うち4地区の期成会については国営事業の実施を目指しており、ほか3地区の期成会については、道営事業の

実施を目指しているところであります。

市としましては、厳しい財政状況の中、今後国営事業の調査結果や、地域の意向等を踏まえ、各関係機関・団体と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、道州制による本市への影響についてであります、「道州制特別区域における、広域行政の推進に関する法律案」いわゆる「道州制特区法案」では、国から北海道へ移譲される権限として、民有林の直轄治山事業の一部や二級河川に係る直轄事業など8項目が挙げられており、この中に開発道路に係る直轄事業が入っております。

現在、道々美唄富良野線が開発道路として国の直轄事業で行われており、この法律が施行させるとこれが道に移譲され、財源も交付金として道に交付されます。

本市としては、美唄富良野線をまちづくりの重要な基軸と位置付けており、1日も早い開通を国に要望してきていることから、今後もこの事業を強力に推進するよう、道に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、道の合併構想についてであります、道が北海道の将来について議論を深める素材として策定した、「地域主権型社会のモデル構想案」の中では、「道州制特区」「市町村への事務権限の移譲」「支庁制度改革」及び「市町村合併の推進」の4つが地域主権型社会の実現に向けた取り組みとして挙げられており、その1つである、市町村合併推進構想が、本年7月に公表され、本市も構想市町村の組み合わせの1つに入っております。

道の基本的な考え方として、この合併推進構想は、「議論の出発点として活用するもので

あること」や、「地域住民の意向に基づく市町村の自主的、主体的な検討の結果は最大限尊重すること」が示されており、私はこうした考え方については理解をしておりますが、自治の基本は住民の意思にあると考えており、市町村合併の議論に際しては、まずそのことが前提であると思っております。

本市は現在、「自立と協働」をテーマとして、美唄らしい市の仕組みづくりに取り組んでいるところであり、道の合併推進構想に関しては、市民の皆さんの意思を基本に対応してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 3番五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 この場から、農地・水・環境保全向上対策について、再質問いたします。

活動組織は、活動計画をつくり、市と協定を結び活動が計画どおり実施されたかを市が確認することとなっております。市のかかわりは重要であります。

品目横断的経営安定対策は、担い手重視の対策であります。環境保全対策は、農家・非農家、大人から子どもまで含めて活動する組織が対象であります。

私は、この対策は農家のためではなく、地域の環境払いと考えております。

農業者の部分は、消費者が望む食の安全・安心を重点に、クリーン農業の推進、環境にやさしい取り組み、化学肥料・化学合成農薬の大幅に低減する取り組みや、エコファーマーの認定を受けるなど、ハードルは高いわけですが、活動組織の中でこれらに取り組むことにより、営農活動への支援として追加的な助成の部分と考えております。

農業王国北海道として、道も責任ある予算確保をすべきで、国も地方交付税で地方の負担分の全額を補うのが筋と考えております。

市の財政も厳しいわけですが、取り組む前向きな姿勢が道や国を動かすものと考えております。

道の市長会の働きかけなど、市長の考えをお伺いたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐委員の質問にお答えします。

農地・水・環境保全向上対策についてであります。本市の厳しい財政状況の中、現在この対策について財政措置が示されていないことから、地方財政措置などを講じるよう市長会等を通じ国に対して強く要望しているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、大綱2点について市長ならびに教育長に質問いたします。

大綱1点目は、道路行政についてお尋ねいたします。

道々美唄・月形線の整備状況についてであります。最近では交通量も増加し、特に大型車両の往来も非常に多くなってきております。また、月形大橋の改築もされますと、さらに交通量の増加が見込まれます。そうしたことから、交通安全の確保のためにも、整備が必要であります。

1点目といたしまして、車歩道の整備についてであります。

大富地区では石狩川の築堤の改修事業に伴

い、18 線から 19 号まで用水の移転がされております。

その間は歩道がない区間ではありますが、工事終了後に道路の整備もあわせてされると聞いておりますが、整備計画についてはどのように進まれているか、あわせて道道江別・奈井江線からの西に向けての歩道の工事が行われておりますが、その進捗状況について伺いたします。

また、市街地から開発橋までの既存の歩道についてであります、幅が狭い上に縁石の破損や雑草等が茂っており、歩道の機能をはたしていない状態であります。

学生や高齢者などの交通安全の確保のためにも、早期改善が求められておりますが、どのような計画を持たれているか伺いたします。

2 点目は開発橋の架け替えについてであります。

開発橋は、昭和 37 年に建設されて以来 43 年を過ぎようとしております。

当時の交通事情には対応のできたところでございますが、近年の交通事情の変化や車両の増加、大型化などの現象から現在の橋では橋幅が狭く、大型車両の交通、通過するときには一般車両は待機しなければならない状況にあります。

開発橋の前後は、急な曲がりカーブがあり、冬季間は事故が多発しており、非常に危険であります。

そうしたことから、地域沿線、地域 7 連合会で開発橋の早期架け替え促進期成会を結成し、要望活動を続けているところでありますが、橋の架け替えについては、どのような計

画になっているか、伺いをいたします。

道々美唄・月形線の道路につきましては、所管は道であります、美唄市にあっては主要な産業道路であると共に、生活関連道路でもあります。

市として、整備の促進に対しての要望活動が必要と考えておりますが、どのように考えておられるか、伺いをいたします。

大綱の 2 点目は教育行政についてであります。

同僚議員もこの問題を提起しておりますが、学校の統廃合については非常に大きな課題ということでございますので、再度質問をさせていただきます。

1 点目は教育委員会の基本的な計画についてであります。

学校の配置の見直しについては、地域社会や保護者、子どもたちにとっては非常に大きな課題であります。いままでも多くの議論を重ねてきたところではありますが、計画では平成 19 年度 4 月に統合との計画が示されていたところではありますが、いろいろ諸般の話し合いの中で、いろいろと議論をされてきたわけでございますが、ことし 3 月の定例会の学校の見直しについての私の質問に対し、教育委員会は地域住民の理解や協力が必要なことから、統合については平成 20 年 4 月に変更せざるを得なかったとの答弁でありました。

平成 20 年 4 月に統合が実施されるようになりますと、地域や保護者間での合意が進んでいなければならないことと思いますし、子どもたちがスムーズに編入ができる準備等が不可欠だったと思います。

20 年 4 月と見ますと、あと実質 1 年余りし

ありません。

教育委員会は具体的に基本的計画を明らかにして、スケジュール等を示すべきと思います。生徒や保護者が安心して合併ができるよう、対応すべきと思います。

教育長のお考えをお示してください。

2点目は、保護者や地域の合意についてですが、いままで茶志内・西美唄地区で7回から8回の説明会や話し合いが開催されたようではありますが、合意に至らなかった問題点についてお伺いたします。

また、あわせて今後の取り組みについてお尋ねいたします。

3点目は、学校側や教職員との協議についてですが、合併がされる側、それを受ける学校。それぞれの立場が違うわけですが、各学校との協議はどのようにされているのか。また、教職員の配置について、どのような協議をされているかお伺いたします。

4点目は、西美唄中学校の統合と西美唄小学校のかかわりについてですが、西美唄小学校の老朽化については、いままでも議論してきておりますが、数年前からは老朽化が著しく、地域や学校も大変な思いをしているところでもあります。

このことについては、教育委員会は学校配置の見直し、統合後に中学校校舎を小学校に活用するとのことですが、地域では西美唄小学校の教育の環境をよくする会を結成し、学校の環境づくりに取り組んでおりますが、現在の小学校の校舎状況からしても、もう限界であり、早く中学校の配置についての方向性を示していただきたいとの声も出てきております。

このようなことから配置の見直しについて、どのような形で説明会が行われてきたのかお伺いたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 林議員の質問にお答えします。

初めに、道路行政について、道々美唄・月形線の歩道の整備状況についてであります。この路線は、近年交通量が増大し、歩行者の安全確保が望まれており、今年度、道々江別奈井江線から西側へ約1キロメートルの整備を行い、今後大富地区の用水移転部分についても、順次整備を進めていくこととなっております。

また、沼の内地区の歩道整備についても、今年度一部の歩道調査、設計を行い、平成19年度は残りの歩道調査、設計、用地測量及び物件調査がされることとなっております。

今後、未整備区間の早期完成に向けて、要望活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、道々美唄・月形線の開発橋の整備についてですが、道々美唄・月形線は、美唄市の幹線道路であり、開発橋は道路の線形が悪く、さらに幅員も狭いことから、大型車両の相互通行ができない状況であり、今年度橋りょう設計、地盤調査が行われ、平成19年度に用地測量、用地買収等、本格的着手に向けて準備が進められております。

今後も、地元期成会と共に早期完成に向け一層要望活動を進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 林議員の質問にお答え申し上げます。

学校配置の見直しについてであります、初めに、教育委員会の基本的な計画と見直しにつきましては、子どもたちが一定の集団の中で育まれる教育環境が大切であるという考えから、「少人数化が進む西美唄及び茶志内中学校」の通学区域を「美唄中学校」の通学区域に、平成 20 年 4 月に編入することとし、保護者の方々にお示しをしているところでございます。

これまでの話し合いの中では、統合により学校が変わる不安。遠距離通学による部活動のスクールバスの運行など、さまざまなご意見がありましたことから、子どもたちがこの新しい環境に順応できるような、学校行事等での事前交流。学校間や教員の事前協議。生徒指導の推進など、子どもたちがスムーズに合流ができ、また保護者の不安解消を図るために、本年 11 月に西美唄中学校・茶志内中学校及び美唄中学校の教職員と私ども教育委員会事務局により「統合準備委員会」を設立したところでございます。

また、庁内におきましても、各学校は地域におけるコミュニティの拠点としての役割も担っているということから、配置見直しにより、今後も地域のあり方などについてのご意見をいただき、検討を行うため、庁内検討委員会を組織したところでもあります。

子どもたちが新しい環境にスムーズに溶け込めるため、統合準備委員会や庁内検討委員会の中で、本年度中に具体的な計画づくりを行い、平成 19 年度には学校間の交流、事前交流などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、保護者や地域との合意についてであ

りますが、これまでの話し合いの中で、通学に要する時間への影響、学校が変わっても継続した進路指導が受けられること。また、大きな学校へ統合されることによる疎外感に対する不安などのご意見がございました。

教育委員会といたしましては、平成 20 年 4 月の配置見直しに向けて、スケジュールを含めて統合準備委員会での具体的な取り組みなどをお示しをし、保護者や地域の方々の合意が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校側との協議につきましては、西美唄中学校・茶志内中学校及び美唄中学校の各教員に対しまして、平成 20 年 4 月に向けての配置見直しの説明を行っており、子どもたちがスムーズに合流できるよう、各学校でも配置見直しに向けて取り組んでいるところでございます。

また、教職員の配置につきましても、平成 20 年 4 月の配置見直しを見据えた人事配置に配慮することで取り進めをしているところでございます。

次に、西美唄中学校の統合と、西美唄小学校とのかかわりについてであります、中学校保護者、地域代表者及び配置見直しにより今後影響される小学校保護者の方々も含めた話し合いを行ってきているところであります。

この話し合いの中で、中学校の配置見直しの、教育委員会の考え方、見直し時期や中学校校舎を小学校として活用することをお示ししているところでございます。

●議長長岡正勝君 20 番林 国夫議員。

●20 番林 国夫議員 この場から再質問をさせていただきます。

ただいま答弁いただきましたが、統合準備委員会とあるいは庁舎内の検討委員会を設けてこれからの取り組みをしていきたいと、こういうことでありますが、その準備委員会の内容について、どんな方がその準備委員になれるのか。

それから庁舎内の検討委員会でございますが、庁舎内で検討委員会をどんな形で組織されるのか、その辺についてさらにお伺いをしたいと思いますし、それともう1点は、この統合準備委員会について、地域の声、あるいは学校側の声、それらがやはり地域に即伝わるようなことも必要かなというふうに考えるわけですが、PTAあるいはPTAの役員が準備委員会の中に参画をしながら、よりよい統合に向けての話し合いがなされるべきかというふうにも考えるわけでございますが、その辺についての考え方をお示しいただきたいと思ひますし、また今後この委員会が、どんなような取り組みをしていこうとしているのか、その辺についてもお伺いをいたします。

それから、今後保護者や地域との合意が得られるかどうか、この問題は非常に大きなわけでございますが、今後地域に入りまして、いろいろ検討すると思ひますが、いまの段階ではまだ合意に至っていないというようなことでありますが、今後合意に向けまして、保護者に対してどんな形をとろうと、対策をとっていこうとしているのかということと、それからいま非常に大きな課題になっておりますいじめ等の問題等も非常に大きくなってきているわけでございまして、小さい学校から、少人数の学校から大規模学校に編入すると、そういうことになりますと、やはりそういっ

た子どもたちの管理のいろんな問題点もあるかと。そういうことが1つの地域の不安の材料ともなっているということもあると思ひます。

それらの解消に向けましても、やはり地域としっかりその辺の話もしながら、子どもたちがスムーズに移られる、そういう対策が必要かというふうに思ひます。

そのことについて、どのように考えておられるか、お尋ねをしたいところであります。

それから、教職員の人事の配置でございますが、ことしあと残すところ3カ月ぐらいでございします。

実際答弁によりますと、19年度からいろんな形の方へ交流等も進めていくようではありますが、その中で教職員の配置等も19年度からいろいろそういった問題が出てくるかと思ひますが、今後に向けまして、教職員の配置について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、西美唄小学校の問題であります、特に西美地区につきましては、当初から西美唄小学校とのかかわりではありますが、当時期成会を立ち上げまして、新築の要望もしていたと。しかしながら将来の子どもたちの動向等を見ながら、生徒数の動向を見ながらいった場合について、やはり統合という1つの配置の見直し等の問題点もあると。そんなことから中学校が統合されたあとには、小学校がその跡地を利用すると、こんなことでずっと来ていたわけでございしますが、先ほども言いましたように、小学校もすでにより老朽化が進んでいると。特にあの地域では何とか子どもたちの環境をよくするために、環境づく

りに取り組んで、組織も立ち上げながら取り組んできているところでございますが、もう地域では、もう小学校を管理するのも、もう限界がきていると、そんな実態も承っているところでございます。

そんなことから、西美唄小学校の今後の話し合い、そういった中に、やはり西美唄小学校の学校をよりよくする会の、そういったメンバーもその中に入って、その辺の合意も得るべきでないかというふうに考えているところでございますが、その辺についての見解をお示しいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、学校配置見直しにかかわります、統合準備委員会と庁内検討委員会の構成及び取り組みの具体的な内容についてであります。統合準備委員会につきましては、西美唄中学校、茶志内中学校及び美唄中学校の各校長、教頭、教育課程担当教諭、生徒指導担当教諭の14名と、教育委員会事務局といたしましては、学務課長ほか3名による構成となっておりますところでございます。

教育課程のあり方、学校行事の相互理解・交流・新設に関すること、統合による生徒指導の推進に関することなどについて、取り組みを行うものでございます。

次に、庁内検討委員会の構成と取り組み内容につきましては、財政課、地域経営室ほか地域づくりなどに関連する所属長5名と教育委員会事務局は、教育部長ほか4名の構成であり、見直しによる教育環境の整備、学校跡利用などについて取り組みを行うものでござ

います。

また、統合準備委員会の構成の中に、保護者、地域代表の参加についてであります。それぞれの学校でも配置見直しの体制づくりに取り組んでおりますことから、統合準備委員会と連携を図りながら、保護者、地域の方々のご意見など反映されるよう図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、保護者や地域との合意についてであります。統合準備委員会での統合時の修学旅行に向けた2年生の3校合同宿泊研修、体育祭など学校間の事前交流、継続した進路指導などの実施に向けた具体的な計画や今後のスケジュールなどをお示しし、合意が得られるよう取り組んでまいります。

次に、配置見直しによる教職員の人事配置についてであります。子どもたちに疎外感などを与えないためにも、配置見直しによる特殊事情として、教職員の配置に関しまして、北海道教育委員会に働きかけをしているところでもあります。

次に、配置見直しと「西美唄小学校の環境をよりよくする会」との関係についてであります。環境をよりよくする会から毎年西美唄小学校の児童の安全、学習効果が保証される環境整備への具体的な要望書をいただいているところでもあります。

この会が設立された経緯等を踏まえ、小学校校舎の現状、あり方についても大変大きな課題であると受け止めているところでございます。

いずれにいたしましても、平成20年4月の配置見直しに向けまして鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員（登壇） 2006 年第 4 回定例会に当たり、大綱 2 点について質問をいたします。

1 点目は道路行政についてであります、その 1 つ目は冬季間の通学路の安全確保についてであります。

思いがけなく今月の 1 日から連続の大雪でありまして、一気に冬の状況になりました。

朝の除雪はそれなりに努力はされていると思いますけれども、なかなか歩道まできれいにとか、あるいはことしの降り方で言いますと、市の除雪が済んだあとにどっとまた降ると。こんな状況もあって、子どもたちの通学はなかなかスムーズにはいかないというのがあります。これは例年のことでもありますけれども、特にこの通学路の安全対策について、お考えになっていることがあればお伺いをしたいと思います。

とりわけ、私の居住地域で言いますと旭通。これがご承知のような状況でありまして、大変、そしてたくさん子どもが通います。

それと、心配なのは南美唄地区です。

もともと道路幅が大変狭いところに雪が降るという状況で、これも小学校、中学校の子どもが通うという状況でありますから、これら危険が予測される地区と、特に気を使われるかと思うのですが、その考え方をお伺いをいたします。

次に、旭通の整備についてであります。

この道路は、市街地で言いますと、国道を除けば一番の幹線かなというふうに思います。自分で交通量調査をしたことはありませんが、

ほかの道路、どこの道路よりも多くの人が使っている。

特に、きのう開通しました銀河通の工事の間。これは一層混雑の度がひどかったわけがあります。

ご承知のように、駅周辺の土地地区画整理事業が行われて、東 3 条までは随分きれいになりました。ところがその東側は、あれだけの幹線道路でありながら歩道がないという状態です。灌漑溝までは歩道がありません。

夏の間は道路の脇に白線がありますから、そこと住宅、建物の間を通るということで、何とか歩道的な役割を果たしておりますけれども、冬になって除雪になりますとそこすらない。除雪車が除けていったあとを、人が踏み分け道をつくりながら、やっと歩道にすると、そういう感じです。

それから灌漑溝から東側の南側に歩道がございますが、これも歩道というにはちょっと恥ずかしいような、大変幅の狭い道路でありまして、特に冬季間は通行に難儀をするということになります。

この間、先ほども言いましたように、学校が幾つもある、労災病院がある。こんなふうに変なたくさんの方が利用する状況にあります。

過去に何度かこの整備について質問をしたところでありまして、当時は灌漑溝の道路です、これの整備が終わったら次は旭通ですという答弁をいただいていたのでありますが、まったく手がかからないという状況です。

夏でもそうであります、これからの時期がますます危険の度合いが強まる。さっき申し上げた歩道のない区間は、除雪車が通ったあ

と、車道を通らざるを得ないという状況になります。

道路管理者として、どのようにこの道路整備についてお考えになっておられるかお伺いをいたします。

大綱の2点目は、教育行政について、教育長に伺います。

あらかじめ議長に提出をいたしましたのは、1番から5番まであります。

とりわけ、1つ目の卒業式・入学式での君が代の強制問題。それから5つ目で取り上げております、教育基本法の改正問題。

これらについては、現行の教育基本法のもとで、この場で質問をするのも、きょうが最後かなという感じを持っています。

そのおそれを、かねて口にしてまいりましたが、この日が現実になるとは、私も実は思っていなかった。

それが、現在開かれている臨時国会では、衆議院は教育基本法問題の特別委員会も、そして本会議も、与党単独による強行採決。

採決の姿は強行という言葉はあたらないです。まったく静かな状態で、それこそ粛々と進むわけです。

しかし、新聞は見出しに強行とつけています。町村さん、特別委員会の筆頭理事だったそうですけれども、記者団に対して、強行とは絶対書いてくれるなというふうに採決やったあとに言っているんです。

しかし、これは、自公の与党が、強行採決をしたに間違いはないです。

参議院に送ってから、これも、ほぼ先が見えたという状況です。どうやらこの臨時国会で上がりということになりそうです。

教育は、国家百年の計だというふうに言われています。

しかし、今回の教育基本法の改正の扱いというのは、まったくそういう中身にはなっていない。3年間にわたるその自公、与党間の70回に渡る協議によって、十分な議論を尽くしたという話を聞かされますけれども、それは、批判されています。密室協議だということで。それは話し合いの内容がまったく公開されていない。

突如ことしの春になって、いまやらなければというそういう状況になって出てきたということです。

この経過はちょっとまた後で触れますけれども、そういう非常におそれる、これから先の日本の教育がどうなるかということをおそれる状態の中で、この質問をしなければならないということです。

1つ目は、卒業式・入学式での君が代の強制についてであります。

この問題については、本年も3月、6月と続いて質問をさせていただきました。

その後、9月21日に東京地方裁判所が、東京の教職員が訴えていた裁判で、原告の言い分を認める判決を出しました。損害賠償まで払えという、そういう中身です。

教職員に対して、日の丸の掲揚、君が代の斉唱を強制することは、憲法違反だと、ここまでの判断をいたしました。

そして10月23日には、北海道人事委員会が、これは倶知安の先生ですが、2002年に卒業式に際して、国歌斉唱というふうになって、カセットにテープを入れて、曲を教頭が流そうとしたところ、そのカセットを会場の体育

館から持ち出して、演奏できない状況にしたということで、戒告処分を受けたと。受けた本人は、これは不当だということで、人事委員会に対して無効の訴えをしたんです。

これについて、北海道人事委員会は、申立人の言い分をほぼ認める裁決を出しました。詳細にわたる裁決書の内容は、出されています。

これらは、東京地裁の判決と、人事委員会の裁決は、従来は美唄市教育委員会が行ってきた、議会答弁の考え方に対して、明らかに反省しなさいと、従来の考え方を変えなければならないと、そういう趣旨のものだと私は考えるわけですが、教育委員会の考え方を、お伺いをいたします。

もう1つ、ことしの3月と4月の卒業式・入学式で、教職員の職務命令を出して、あとで、ちょっと日にちは押えておりませんが、注意というのを教職員に対して教育委員会が出しました。

これは、6月に質問をしたところ、訓戒措置としての注意であるということを教育長は答弁されましたが、いま1点目でお伺した中身とかかわって、さてこの扱いについてどういう反省をされているのか、その見解をお伺いをいたしたいと思います。

2つ目は、いじめ問題についてお伺いをいたします。

滝川市の問題に端を発したかのように、全国で随分、非常に悲惨な、子どもたちが亡くなるという状況が連続して起きたということになりました。

まったく家庭の皆さんにしても、これは大変悲惨なことでありますし、それから教育関

係者にとっては、極めて重大な問題にいま直面をしているというふうに思います。

子どもたちが、学校に行くことによって命を失うというのは、まったく100%あってはならないことでありまして、子どもを育てる場の学校が、子どもの命を奪うなんて、これは関係者こぞって、大きな反省をしなければならない問題だというふうに思います。

このこともしかして、捕らえ方がさまざまございますから、同僚議員の先の質問もございましたが、私は私なりの考え方でお尋ねをしたいというふうに思うんです。

美唄でのこの問題についてのこれまでの取り組み、そして教育という立場から、原因そして解決策、これらをどのように考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

それから報道によりますと、実態把握のためにアンケートを実施する地域があるということでもありますけれども、これらの中身と、美唄でもその種の対応があるのかどうか、お伺いをいたします。

次3つ目は、教職員の研修についてであります。

3定でお尋ねをしました。夏休みのことについて。

それなりの答弁はいただきましたが、まもなく冬休みになります。教職員が勤務場所を離れて研修することについて、法律を踏まえて、改めて教育委員会の考え方をお伺いをしたいと思います。

次4つ目、校舎の暖房についてですが、聞くところによりますと、この寒い時期に入ってから、雪が降り出す前かと思っておりますけれども、かなり気温が下がった状態になっても、なか

なか暖房を入れるという指示が校長から出ないという学校があるということをお聞きしております。

子どもたちが学習する環境が、できれば快適に、快適とはいかないまでも、不快を感じない程度におかれなければならないと思います。

油がことしは非常に高いという問題がありますが、それから市の予算が厳しいということもあります。

これらで例えば何度までは暖房を入れてはならないとか、そういう規制を教育委員会がされているのかどうか、具体的な中身についてお伺いをしたいと思います。

最後は、教育基本法の改正についてですが、先ほども申し上げましたが、現行教育基本法は風前の灯だと申し上げてもいいかと思えます。

政府改正案について、教育委員会としての見解をお伺いしたいのでありますが、国会で現在、参議院で審議がなされています。

私も、参議院の特別委員会の審議の初日を、テレビとラジオで、切れ切れではありましたが、けれども聞きました。

この中では、具体的な改正案の条文審査に入ったのは、夕方でありまして、ほとんど改正条文についての審査に入っていない。その後の特別委員会でやられているんだろうと思うんですけども、これらについて、教育委員会がどんなふうにお考えになっておられるのかお聞きをしたいんです。

1つ、ちょっと申し上げておきたいのは、これは4月14日の北海道新聞の社説です。だからまだ国会に提案する前です。題名は「愛

国心強制を逸れる」という題です。これは、改正案が決まったということで書かれた社説です。

ちょっと幾つか申し上げますが、国が改正法を根拠にして愛国心を押し付けてくるおそれがある。99年に成立した国旗・国歌法が半ば強制になりつつある現実を見ると、危惧は一層強まるという心配をしています。

そして、戦後教育に大きな転換をもたらすのに、国民的な議論もないままことを進めようとする姿勢も疑問である。

この改正は、憲法改正の露払いと言われている。これらを考え合わせると、改正案は到底認めがたい。

これは北海道新聞の考え方です。

自民党が「国を愛する」を主張したのに対し、公明党は戦前の全体主義を思い起こさせるとして、「国を大切に作る」を唱え、意見が対立してきた。合意がなったのは、今年の衆院選大勝を背景に、結党以来の提案を実現しようとする自民党と、与党に踏みとどまろうとする公明党の思惑が一致したからに違いない。与党は文中の国は統治機構を含まないことを互いに確認したと言う。だが、いずれ確認自体が忘れ去られてしまいかねない。

法律を、都合のいい部分だけ取り出して、私的に運用することはいまに始まったことではない。この国旗・国歌法のときに、当時の首相は強制するものではないと国会答弁していたということを言っています。

しかし、君が代斉唱時に起立を強制する動きが広がっている。道内でも、美唄で教職員を起立させるため、椅子を置かない小学校も出ている。

ことは、入学式以来、この教育問題が出てきたときに、美唄も必ず登場するようになりました。

それは、やはり極めて異常な扱い方をしたということです。

愛国心教育も同じ道をたどらないという保障はどこにもないというふうに、大変北海道新聞は、まだ国会審議が始まる前に、危惧をしているわけです。

この改正案についての考え方をお伺いたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、道路行政について、冬季間の通学路の安全確保対策についてであります。道路の利用状況に応じた除排雪や、歩道の除雪路線や延長をふやすほか、歩道のない路線及び幅員の狭い主要な通学路につきましては、排雪や拡幅除雪により歩行空間の確保を行っているところでございます。

今後におきましても、通学路の確保につきましては、全力を挙げて努めてまいりたいと考えております。

次に、旭通の整備についてであります。平成 13 年度及び 14 年度に総合交通体系基本計画を策定し、旭通にかかわる土地の利用状況、建築物の状況、周辺の現況等について調査を行った結果、用地買収費、移転補助費を含め概算事業費が多額となり、厳しい財政状況のもとでは難しいものと考えております。

また、冬の交通安全対策については、これまでと同様に決め細やかな除排雪による歩行空間の確保に努めてまいりたいと考えており

ます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、卒業式・入学式についてですが、本年 9 月の東京地裁判決及び 10 月の道人事委員会の裁決が出されたところでありますが、いずれも現段階では確定しているものではないので、これにつきまして、直接言及する立場にはない、このように考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでも国際社会に生きる日本人としての自覚や資質を育成することを重視して、我が国の国旗・国歌の意義を理解し、尊重する態度を育成すること。諸外国の国旗・国歌についても同様に、これを尊重する態度を育成することなど、学習指導要領に基づき入学式や卒業式における国旗・国歌が適切に実施されるよう、指導してきたところであります。

今後におきましても、こうした考え方に基づき、各学校において適切に実施されるよう、努めてまいりたいと考えているものでございます。

また、教職員に対する「注意」についてありますが、公教育に携わる教員は、関係諸法令に従う責務があると考えておりますことから、職務命令を受けた教員はこれに従い、指導を行う職務上の責務を有し、これに従わなかった場合は、職務命令違反となることと考えているところでございます。

次に、いじめ問題についてありますが、これまでも各学校では児童生徒の発するサインを的確に捉えるため、1 人ひとりの個性を

十分把握すると共に、日常的に複数の目で見守るという視点に基づき対応をしてきております。

いじめに関する情報があつた場合には、組織的に対応し、早期解決を図るよう努めているところでございます。

報道等によりますと、江別市教育委員会では、学校を経由せずに市教委に直接返信する形でいじめ調査を実施しており、内容は「あなたははいじめを受けていますか」「いじめを見たり聞いたりしたことがありますか」「いじめをしたことがありますか」という３項目を挙げ、それぞれで詳細に内容を選択・記述するようになっているとのことであります。

本市では、現段階では全市的なアンケート調査は実施しておりませんが、年内にも道教委による全道的な実態調査が行われる予定となっており、その結果を踏まえた対応を行っていきたい、このように考えております。

美唄市教育委員会といたしましては、いじめは早期発見が早期解決につながる例が多いことから、学校において、教職員が組織的に日常の児童生徒観察をきめ細かく行うことや、教育相談機能の充実を図ること、そして家庭との連携をより一層密接に行うことなどを各学校に指導しているところでございます。

また、市教委で開設している３つの相談窓口や道教委などが開設する相談機関等について、学校を通して広く周知するなど早期発見のための方策を講じているところでございます。

次に、冬季休業中の教職員研修についてですが、いわゆる教特法第 22 条第 2 項に基づく校外研修は、授業に支障がない限りに

おいて、校長が研修の目的やその内容が有給かつ職務専念義務を免除するに相応しいものであることを適切に判断した上で、その権限と責任に基づき、承認するものとされております。

研修の承認に当たっては、校長が教員から事前に研修計画を提出させ、その内容を審査の上、承認することとしており、事後には研修報告書を提出させ、確認し、指導助言を行っているところでございます。

長期休業期間中は、教員が資質向上に取り組む絶好の機会でもあることから、教員の積極的・自主的な研修を推進しながらも、これに相応しい研修の内容と対応が求められることを引き続き指導してまいりたいと考えているところでございます。

また、教員という仕事の性格上、授業日には休暇を取りにくい環境にありますことから、長期休業期間中に休暇を取得して心身をリフレッシュすることも重要であると考えているところでございます。

次に、校舎の暖房についてであります、市内小中学校の校舎につきましては、建築年次及び構造上の点から、暖房設備が異なっており、適切な室温管理の方法もそれぞれが各学校ごとに行っているところであります。

教育委員会といたしましては、高熱水費の節減を図るため、空き教室等、必要のない箇所の暖房を小まめに管理するなどの指導を行っているものの、一律の室温の設定や制約はしておりません。

しかし、校舎の老朽化に伴い、隙間風や断熱効果の劣化なども生じてきておりますことから、適切な修繕等行い、引き続き学校の実

態を把握しながら児童生徒の適切な学習環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育基本法についてであります。先の通常国会とあわせて、計約 100 時間以上にも及ぶ審議の末、11 月 16 日衆議院で可決され、現在法案は参議委員に送付され、特別委員会で幅広い論議がなされている状況でございます。

教育基本法の改正案につきましては、時代の要請に応え、我が国の教育の基本を確立するため、国において教育の根本に遡った論議がなされているもので、非常に重要な法案であると認識しておりまして、審議に当たっては国民の理解が得られるよう、信用かつ慎重かつきめ細かな論議がされるよう期待すると共に、その審議内容についても認識を深めなければならない、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 一通りご答弁をいただきました。

それで、道路の問題につきましては、特に旭通の整備について、財政的に非常にいま多額な費用がかかるということと、それから現状の市の財政状況からして整備というふうにはいかないという答弁です。

これは、ある意味納得しなければしょうがないのかなという、そういう感じでお聞きをしました。

ただ、美唄でも一番古い道路になるんじゃないかと思うんですけれども、なるがゆえに、幅が狭いまま今日に推移してきているということで、お金があるようになったら、整備するということだとすると、いったいつになる

のかという感じがするわけです。

ですから、せめては歩行者の安全を確保するような手立てを、やはり本格的な整備は、ずっと後になるとしても、当面そういう措置をとるという、工夫や努力をぜひお願いをしたいというふうに思います。

これは要望です。

それと、子どもたちの通学路確保について、市の構えとしては万全を期していただきたいというふうに思うんです。どうやっても万全ということはないと思うんですけれども、そういう心構えでお願いをしたい。

それと、学校との協議とかそういうものもあるかと思いますが、幹線を外して通学路を設定するというような、そういう工夫も、例えば冬季間に限っては必要かなということも感じますので、それらもご検討いただければというふうに思います。

大綱 2 点目の教育行政については、一通り再質問させていただきます。

まず、1 つ目の卒業式・入学式の君が代の強制の問題です。

いまいただいた答弁ですと、確定でないから直接言及する立場にはないと。法律的な教育委員会の立場、そういうものからいけばそういう答弁になるのかもしれませんが。

しかし、どうなるんでしょうか。いま 12 月であと 3 カ月するとまた卒業式なんです。そして 4 月には入学式ということになるんです。

だから、ことしの 3 月、4 月とは違う子どもたちが卒業し、違う子どもたちが入ってくるんです。どんどん子どもは年をとって学年が変わっていくわけです。

例えば東京地裁の判決は、これは被告側が控訴をして、いま高等裁判所にかかっているわけです。何年もかかるんでしょうか。あるいはそこで出た結論がまた気に食わないといって、上告して最高裁までいくかもしれない。

そうすると、5年やそこらは、最近裁判早くなりましたけれども、かかるんじゃないでしょうか。

その間は、確定判決でないからといって、最後に、最高裁でこの東京地裁判決が確定したとしますか。5年かかって。その5年の間にたくさんの子どもが、わたしの言葉で言えば強制される卒業式や入学式を通っていくわけです。

その受けた損害はどうやって返すんですか。

司法がきちっと一定の判断をしたわけです。憲法違反まで言っているわけです。北海道人事委員会の採決も明快です。その中身は。

私から言わせれば、私の考え方に合わない部分もたくさんあります。しかし、申し立てをした人の基本的な考え方、それから憲法と教育基本法に照らして、どう判断するのがいいのかというのを、詳細に分析しているわけです。そして、処分に当たらないと言うことで、北海道教育委員会が出した処分の取り消しを命じているんです。

これも、新聞に言葉が書いてありましたけれども、通常は事実誤認とか、そういうものがない限り、再申し立てをしても受け付けられないんだそうですけれども、いま北海道教育委員会はやっているようです。それで、いまの教育長の確定ではないという答弁になったと思うわけです。

だから、5年経って確定したとか、3年経

って確定したというふうになったときには、たくさんの子どもがもう出て行ってしまっているんです。それから、そこにたくさん教職員もかかわっているわけです。

だから確定ではありませんからと言って、すましていられることでしょうか。私はそうは思わないです。

やはり、しっかりと中身を見ていただいて、これは納得できるとか、できないとか、内容をよく見ていただいて、それなりの判断があって然るべきではないでしょうか。

あれは東京の話だからうちは関係ないんだという、そういうことではないと思います。

そういう意味では、人事委員会は北海道の問題ですから。ただ、東京と北海道は随分状況が違います。東京はめちゃくちゃなことをやっています。北海道はカセット持ち出したところまでいっても戒告ですから、東京と比べたら、東京ならもう一発停職ぐらいくっているんじゃないかと思います。もしかしたら、懲戒免職かもしれない。それぐらい、いま東京の教職員というのは、猛烈な弾圧を受けています。そこは随分違うんだ、地域差が。

でも、法律をどう考えるかという考え方は、東京の法律じゃないですから、日本の法律ですから。だから、まったく同じ立場に立って、その法律解釈の判断をしなければならないと思うんです。

ただ、たしかに日本の裁判は三審制ですから、上がっていけば3回やらなければならない。

公害問題ですとか、それから随分古いですけども炭鉱の珪肺の問題ですとか、最近もう和解が出ましたけれども、訴える人たちの

年齢を心配しなければならないような場合には、裁判所は決着までもっていかないで、和解で問題を解決するという方法を、両者に勧めるという場合もあります。

学校の子どもたちはまだ若いですから、年齢を心配する必要はないんですけれども、心に受ける傷は大変大きなものがあるという判断をしているんです。それを、確定ではありませんからといって、放置していいんでしょうか。

大いにやはり、出た判決が言わんとするところをつかまえて、うちに照らしてはどうなのかということを考えるべきだと思うんです。

たくさん申し上げたいことあるんです。用意してきたんですけれど、でも時間の関係もありますから。

ちょっと何カ所か触れてみます。

この東京地裁の裁判長が、非常に丁寧にこの問題に取り組んでくれています。

それぞれ訴えている側の、訴える中身、それからそれに対する考え方、被告である東京都教育委員会の考え方、それらを全部ずっと並べて、そして争わない点、それから争う点。では争う点では、どう裁判所が考えるかということで、細かくそのことの分析をやっていきます。

最後の部分で言えば、結論と言うところだけちょっと読ませてもらいます。

「国旗・国歌法の制定・施行されている現行法下において、生徒に、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長させるために、国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊

重する態度を育てることは重要なことである。」

これ教育長言っていることと同じです。この部分。私はそうかなと思うんですけれども、これは裁判官も言っていますから。

「そして、学校における入学式、卒業式等の式典は、生徒に対し、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わさせ、新しい生活への動機付けを行い、集団への所属感を深めさせる意味で貴重な機会というべきである。」

ここも厳粛である必要ないと私は思うんです。だから教育長と意見違う、ここは。

でも、これは教育長の答弁にほとんど沿った流れです。

「このような入学式、卒業式等の式典の意義、役割を考えると、これら式典において、国旗を掲げ、国歌を斉唱することは有意義なものということができる。」

ここまで教育長の味方です。

「しかし、他方で、このような式典において、国旗・国歌に対し、宗教上の信仰に準ずる世界観、主義、主張に基づいて、国旗に向かって起立したくない教職員、国歌を斉唱したくない教職員、国歌のピアノ伴奏をしたくない教職員がいることもまた現実である。」

この訴訟では、立つこと歌うこと、それから音楽の教師にピアノ伴奏を求めていますから、こういう中身があるんです。それでそのことをいっています。

「このような場合において、起立したくない教職員、斉唱したくない教職員、ピアノ伴奏したくない教職員に対し、懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させることは、いわば、

少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する次第である。国旗・国歌は、国民に対し強制するのではなく、自然のうちに国民の間に定着させるというのが国旗・国歌法の制度趣旨であり、学習指導要領の国旗・国歌条項の理念と考えられる。これら国旗・国歌法の制度趣旨等に照らすと、本件通達及びこれに基づく各校長の原告ら教職員に対する職務命令は違法であると判断した次第である。」

このあとののはちょっと細かいことですから省略しますが、これが結論です。

そして、学習指導要領については、国旗を掲げ、国歌を斉唱するよう指導するものとする。この部分について、この裁判長は、何ら問題がないという判断をしているんです。

「国旗を掲げ、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」だから、教師のその役割を与えることに法律上問題はないと言っているんです。

しかし、例えば正対して立てとか、全員歌わなければならないとか、それらは細目的事項だ。細かなことです。

それらは全部学校が決めればいいことであって、行政が口を出す範囲ではありませんと言っているんです。分かりやすいじゃないですか。

だからそのことを強制するようなことを決めるとすると、しかも一方で処分だとか言うって、実際に処分していますから。戒告、減給、停職までいっていますから。次は免職です。立たないだけです。東京の場合は。

だからそれは憲法違反だと言うの。

そんなことをすることではない。どう進め

るかは学校に任せなさいと、こう言っているわけです。

ですから、私は、確定ではありませんからといって片付けられる問題ではないというふうに思うんです。法律の専門家の判断です。

これは、私の感じになりますけれども、ここまで地裁の裁判長が言い切るというのには、大変な勇気がいると思います。もうこの人出世ないです。いま何歳の人か知りませんけれど。

札幌地裁で、長沼のミサイル基地の裁判がありました。あれで、自衛隊は憲法違反だという判決を出した福島さんという裁判長は、あともう家裁、簡裁のどさ回りです。ずっと。

そういう人事です。

裁判官の人事権は、最高裁が握っています。最高裁は政府の息がかかっていますから、そういう仕組みです。三権分立なんていうけれども、実態は違います。全部行政に左右されるんです。

そういう中であって、明らかに国が進めている政策に、異を唱える判決をするというのは、大変なことだと思うんです。

だから、新聞は画期的な判決だというふうに書くわけです。

画期的な判決がせっかく出たんですから、積極的に取り入れたらどうですか、その考え方。

憲法、教育基本法に照らして、こういう考え方が正しいんですという判断を裁判官が出したんですから。

訴えて次高裁がどうなるかわからないけれども、高裁の判断が出るまで、ではそれでやってみるかというふうに考えてもいいんじゃない

ないでしょうか。

もう1つあるんです。道の人事委員会。

この裁決書厚いんですが、非常に丁寧に、これは言いません。やめます。たくさん言いたいことはあるんです。

例えば、争点になっている部分について分析していくわけです。1つは日の丸・君が代は、憲法、教育基本法の定める平和主義、国民主権主義の原理に反するか、これはどうなのか。

例えば、これちょっとだけ言います。

「戦前の我が国が、大日本帝国憲法の定める天皇制のもとで国策としての戦争を遂行し、特に、第二次世界大戦時において他国とりわけ東アジア近隣諸国に対し戦争による惨禍を及ぼしたことは周知の事実であり、日の丸・君が代がこのような国家体制の維持、強化や戦意高揚のために一定の役割を果たしたこともまた事実といわなければならない。

しかしながら、戦後の我が国は、敗戦を契機にこのような旧来の国家体制や戦争遂行の国策を否定し、憲法のもとに国民主権主義、平和主義を採用しており、我が国がこのような体制を採用して既に60年もの歳月が経過している。この間、我が国が民主主義を否定して旧来の国家体制への回帰を企図したり侵略戦争を遂行したりしたことがないことは明らかである。そして、日の丸・君が代は戦後のこのような我が国を象徴する国旗・国歌としても広く認知されているのである。」あとちょっとまだありますけれども、「以上から、日の丸・君が代がそれ自体で当然に憲法、教育基本法の定める平和主義、国民主権主義の原理に反するものとはいえないから、これを理由

に本件君が代の演奏を違憲、違法であるとする請求者の主張は採用することができない。」という。

ですから、ここに一定、本当、人事委員会としての日の丸・君が代に対する評価がきちっとまず最初にされているわけです。

次は、卒業式において日の丸を掲揚し、君が代を斉唱することが、憲法、教育基本法の定める平和主義、国民主権主義の原理に反するか、このテーマでまた論を進めるわけ。

3つ目は、「卒業式において日の丸を掲揚し君が代を斉唱ないし演奏することは憲法第13条（個人の尊重の保障）及び第19条（思想、良心の自由の保障）に反するか。」これはちょっと長いですね。ずっとこれあります。

こんな調子で、しかし結局、これちょっともう新聞使わせてもらいますけれども、大きく出ました。一面です、これ。道新の。

「君が代妨害、教諭処分取り消し」とこうある。「道人事委員会裁量権の逸脱」これは道教委が懲戒処分にしたのは、裁量権の逸脱ですという判断をしましたということです。

そして、あとの方で解説がありますけれども、「指導要領の拘束力否定」という見出しです。

社説は、「取り消しはうなずける」というタイトルで書かれています。

ここで、人事委員会が盛んに言ったことは、学校の中で、校長と教職員との合意形成の努力をしっかりとしなければならないということを行っています。

その努力を、これ倶知安中学校ですけれども、これは足りなかったということをはっきり言っています。そういう経過もこれありで、

処分には当たらないという判断をしたわけです。

ただ、そのときに、指導要領の拘束力否定というの、先ほど東京地裁のところで私は申し上げたように、細かいことまで言うのは、それは学習指導要領の趣旨ではないということです。国旗を掲げ、国歌を斉唱するよう指導すれば、それで終わりです。先生が立つか座るかなんてことまで、問題にしていない。

そのときに、思想良心の自由がいきなければならないといことを言っているわけです。

重ねて申し上げますが、先ほどの教育長の答弁は、私はまったく教育委員会として職務をきちっと果たした答弁だというふうには思いません。

ぜひ考え直してください。

それから、2つ目の注意の問題ですが、いま申し上げた趣旨からいって、注意は撤回されるべきだというふうに思うんです。

このまま放置しておいていいということにはならないだろう。何ら問題にすべき行動でないものを、訓戒措置としての注意を受けるということにはならないというふうに考えます。

改めてお伺いをしたいということです。

次、いじめの問題ですが、教育長の答弁の後段で、「教職員が組織的に日常の児童生徒観察をきめ細かく行うことや、教育相談機能の充実を図ること、家庭との連携をより一層密接に行うことなどを各学校に指導している」と、こう答弁されたわけです。

これらを行うということについて、私はまったくそうやってほしいというふうに思います。これ。

市内の小中学校14校の学校や、その学校にいる1人ひとりの教師、それからこの教師が1人ひとりの児童生徒に十分に目が届き、必要な接触や指導がしたいときにできる、そんな学校の状況が必要だと思うんですけども、美唄の小中学校はそうなっているのでしょうか。私はそうは思いません。

だからそういう学校にするために、教育委員会はどんな努力をされているのでしょうか。

文部科学省が進めてきた政策というのは、日の丸や君が代の強制をはじめ、管理、強制の連続で、学校で働く人たちが十分に呼吸もできない、そんな姿にいまなってきたんです。

美唄はまだましだと思います。まだまだ。

でも、美唄でもこのままでは私は教師を辞めなければならないと言っている人がいます。聞きました私。残念ながら。

だからそんなこと言わないでくださいと。あなたがやめたら子どもはどうなるんですかと。まじめに教育を考える人にやめられたら困るんです。

美唄の子どものために、何とか頑張ってもらわなければなりません。そう私は申し上げました。

そういうふうに、これで教育基本法の改正なんか通ってしまったら、どれだけ締め付けくるものかという、そのことをもう考えているんです。考えたら頭痛くなってくるんです。職場へ行く足が、重くなってどうもならないということ。

こどものいじめ問題の前に、まず自分の問題があるわけです。大変だ。

大変だと思うんですけども、前回質問し

ました。学校の先生忙しくてどうもならないという話をしたときに、教育長が答弁いただいたんですけれど、その中にこういうくだりがありました。

「教職員の時間外勤務、業務の縮減は、教職員の健康及び福祉の増進のため極めて重要であることから、平成17年3月31日付北海道教育長通知が発せられ、時間外勤務業務の把握に努め、この通知に伴う指針に基づき、実行ある具体的な取り組みを行う云々」とこうある。各学校では月1回の定時退勤日の設定、月1回。月1回定時退勤をしよう。だからせめて月1回定時退勤をしようという取り組みです。そういう状況です。

だから、もっと先生方が十分に仕事できる体制を学校の中でつくらなかつたら、ダメではないですかということを申し上げたいです。

いじめ問題がぶあつと出てきたときに、これ11月7日ですけれども、関西学院大学の精神科医でもある野田正彰教授が、北海道新聞に書いています。

見出しがこれです。「教師は奴隷ではない」という見出しです。いじめ対策。意欲的に働ける環境こそ。ああ、私と同じ考えの人がいるなと思いました。

この、これもう中身やめますけれども、いま教師に向かって、あれしろこれしろ、させようばかり考えている。そうではない。教師がみずからやることだって、野田さん。そういうふうにして、物事が進んでいくのではないかということです。

お考えをお聞きしたい。

3つ目は、研修の問題です。

言われたことは、一応最もだと思います。

ただ、計画を出さなければならない。そして、事後には研修報告書を出させ、これは根拠があるのかなというふうに思うんですけれども、さっき言われた教特法で言えば、第22条の2項。「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」これです。

承認を受けてというのがありますから、それは当然そうです。校長が管理責任者ですから、研修に行きますということを言って、いいよということではなければ行かない。

そのときに、手間のかかる計画書をつくらせるというのか、それとも何を研修しにいか確認できればいいのか、その辺のやっぱりやり方だと思うんです。

そして、北海道立学校職員服務規程というのによれば、これは道立学校ですから、小中学校当てはまらないかもしれませんが。その9条の研修の項にはこうあります。「教育公務員特例法第20条第2項の規定により、勤務場所を離れて行う研修は、あらかじめ校外研修処理簿（別記7号様式）をもってしなければならない。」こういう規定があるんです。にもかかわらず、計画書をそして事後報告書を出しなさいと、そしてそれを中身をチェックして校長が承認するんですという、そういう考え方のようです。

これも、いろいろあります。いま公務員に向ける目の厳しさがあると。住民に。だからそういうものに耐えられるものでなければならない。その考え方は私は理解します。そういう時代です。

だから、研修だといって魚釣りしているとか、そういうことは許されないんです。研修

だといったらやっぱり研修しなければだめです。

だから、研修したのはこれ研修しましたよと報告するというのはいいと思うんです。

でもそれは、きちっと中身が把握できればいいというものだと思うんです。どういう研修したか、中身全部お前言ってみろと、そういうものではないと思うんです。その辺の考え方。

ですから、9月のときに申し上げましたが、俺は校外研修は認めないとか、自宅研修は一切認めないとかという校長が、はじめからいるというのは私はおかしいと思います。変だ。

その辺は教育委員会きちっと指導してもらいたいと思うんですけれども、その辺を含めて、いかがでしょうか。

それから次、暖房のこと。

これも言いますが、やっぱり変な校長いるんです。14度まで下がらないうちは暖房を入れてはならない、そういう学校があるそうです。もういまはやめていると思うんです。こんだけ寒くなれば。14度といったら寒いんです。わが子がそこで勉強していると考えてみてください。こんなかわいそうな話ないです。

それは何を考えているかと言ったら、冬休み中、教師をきちっと毎日勤務時間に出させる油を捻出すると、そういう作戦だそうです。

驚いて開いた口が塞がらないというのはこういう話です。

だから、先ほどのいただいた答弁は、まったく当を得たものだと思いますから、そのことは了解しますけれども、やはりそういうおかしい企みを持たないように、指導をしていただきたいと思います。これは要望です。

それから5つ目、教育基本法改正案です。

冒頭で少し申し上げましたが、やはりこの問題は、先ほどいただいた答弁では、どう考えるかという、全然ないです。中身が。

時代の要請に応え、我が国の教育の基本を確立するため、国において教育の根本にさかのぼった論議がなされているもので、非常に重要な法案であると認識。重要な法案だというのはいいと思うんですけれども、教育の根本にさかのぼった論議がなされている。なされていないんです。これは。

本当は1条づつずっと申し上げれば一番いいのかなと思うんですけれども、やっぱりこれも、さっき北海道新聞の社説で、非常に心配だし、いまは改正なんていうことにならないという、北海道新聞の意見をちょっと紹介しましたがけれども、私は現行教育基本法に問題があるという認識はまったくありません。

むしろ、いまの教育界のさまざまな混乱というものが、現行教育基本法をないがしろにしているからこそ起きた現象だというふうに思うんです。

だから、改めて教育基本法をしっかり守ろうということ、やっぱり教育関係者は読み直して、努力すべきだと思うんです。

もう、憲法がそうですけれども、解釈改憲というやつで、解釈改憲でどんどんきて、最近は核武装まで論議しようじゃないか、大臣から自民党の幹部まで、そういうことを平気で言う。

日本が核武装の議論をするとなったら、北朝鮮を非難なんか絶対できないでしょう。

日本が、絶対核武装なんかしない。だからほかの国にやめろと言えるわけでしょう。

それを、核武装の議論したっていいじゃないか。言論の自由があるだろう日本は。こんなめちやくちやな論理です。

憲法ですらそういう扱いですから、教育基本法も、さっきの東京の例を挙げるまでもなく、さまざまな形でないがしろにされ続けているんです。それが、さまざまな教育界の問題を生む元凶だと思います。

この、改正教育基本法は、教育の中に、はっきりと格差を持ち込むと、そういう中身を持っている。そして、いまの教育基本法は、1人ひとりの個人を大事にするというのが大前提ですから、「個」を大切にします。改正案は「個」じゃないです。「公」です。公です。これを大事にする。だから、国家ありきです。

だから、さっきの紹介した社説のように、国は統治機構ではないということと与党の間で確認したと。では条文に書けばいいじゃないですか。この国という言葉は統治機構ではありませんというふうに。

でも違うでしょう。

統治機構がやりたいんです。統治機構が教育を意のままに動かしたいんです。それが改正案の一番の狙いです。ということは、まさに、戦前回帰を狙っているんです。

だから、戦争のできる国にしなければならぬ。昔のように、天皇陛下のために命を投げ出すのが、我々国民の義務である。務めである。進んで戦場に赴くような子どもたちを育てる教育をやりたいんです。はっきり申し上げますけれども。

それを、何で急いで、そういう中身だからやっぱり急いで国会通さなければだめです。いまのうちに。

年明けたら、地方選挙があります。参議院選挙があります。これが、公明党が急いでやることに賛成した理由だそうです。

選挙の年に、そういう問題はやりたくない。ということは、来年やれなかったらもう先の見通しないんです。参議院選挙を経たときに、国民の審判がどんなふうになるか分からないわけでしょう。だから去年の郵政選挙で大勝した勢いでもって、揉めるやつは全部通してしまう。

国民投票法案もそうです。共謀罪もそうです。みんなこの際通せという、いけいけどんどんです。

そして、衆議院を通過するのが怪しくなったときに、誰が指示を出したんですか。安倍総理でしょう。機は熟した。やれ。それであれで一気にいったんです。単独区。安倍総理の最大テーマが教育基本法ですから。

私は、現行教育基本法を守るのが教育のためには必要だというぐらいの判断を、美唄市教育委員会が発表してもいいと思うんです。そういう検討をしていただけるとありがたいと思います。

ぜひもう一度お考えをお尋ねしたい。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、卒業式・入学式についてですが、現段階におきましては、道教委におきましても、各学校の入学式・卒業式における国旗・国歌の指導、これにつきましては、これまでどおり最高裁判決で法的拘束力を有する学習指導要領に基づいて、適切に行われるよう指導するという見解を示しているところ

でございます。

美唄市教育委員会といたしましても、学校教育におきましては、子どもたちが国際社会において尊重され、尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗・国歌に対して正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは大変重要なことであると、このように考えておりまして、今後におきましても、これまで同様適切に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

また、教職員は教育公務員としての責任と自覚のもとに、教育指導を行うものでありまして、教育上の効果の上からも、子どもにみずから範を示すことが、その職責として求められているものと考えているところでございます。

次に、いじめ問題等にかかわる学校の状況であります。学校教育は根本的に先生と児童生徒の愛情と信頼によって成り立つものであり、その基盤は教職員相互の信頼関係であることから、日常的な教育活動においては、校長を中心とした全教職員の組織的、継続的な取り組みが重要であると考えております。

今日的な教育課題が山積する中、教職員の多忙化が指摘されているところでありますけれども、教育委員会といたしましては日常的な教育活動が子どもの心身の発達及び人格の形成に大きな影響を及ぼすということを、教職員が自覚し、学校における教職員間の和を保ちながら、協力・協働し合う体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、長期休業中の教職員研修についてであります。

教特法に基づきます研修の内容・場所につきましては、個々の案件について市民から誤解を招かないよう、さらには情報公開に耐えるものであるか等も含めまして、校長が判断し、承認するものと考えているところでございます。

次に、教育基本法の「改正」についてありますが、現行の教育基本法は制定から半世紀以上が経過いたしまして、この間教育を取り巻きます環境が、大きく変化すると共に、さまざまな課題が指摘されておりますことから、国民的な合意形成を図りながら、我が国の未来を切り開く教育の実現に向けて、改革を進めていくことが大切だと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 米田議員のこのあとの質問は、午後からといたします。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午前 1 2 時 0 4 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

米田議員の一般質問を続けます。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 1 つ目の卒業式・入学式での君が代の強制についてであります。先ほどの教育長の答弁では、道教委としてはいままでどおりだと、これまでどおり国旗・国歌の指導をやる。そして、過去の最高裁判決で、法廷拘束力があるとされた、学習指導要領に基づいて、適切に云々ということでした。

ここは、前から申し上げていますが、最高裁が学習指導要領に法的拘束力があるというふうに判断をしたのは、あくまでも大綱的基準としての範囲であって、細かい事柄にわたらないということが条件です。

ですから、今回の東京地裁判決でも、あるいは道の人事委員会の裁決でも、具体的な卒業式のやり方まで、行政が規制するというのは、それは大綱的基準とは言えませんということを言っているわけです。

ですから、道教委がこういう考え方に立っているとすれば、それはやはり破綻している考え方だと言わなければならないと思います。

美唄市教育委員会も、国旗・国歌に対する指導を学校としてやりたいと、これまでどおり適切に指導されるように、実施されるように指導したいという、その部分は分かりました。

ただ、その上で、教育上の効果からも、子どもにみずから範を示すことが、その職責として求められているとあるんですけれども、これは9月のときに申し上げたかもしれませんが、正しいことを、正しいとは教師が判断したことを、きちっと指導していることでは、みずから範を示すということも当然必要です。

しかし、このことは誤っているというふうにみずから判断をしたときに、それを進んで範をたれるということには、やはりならないと思うんです。

それは、教師の良心として許されない。教師としての良心を、自分が持っているという自覚する教師であるならば、間違っただけをここで子どもに示すわけにはいかないということも、教師としての職務を全うするために、貫

き通さなければならない信念だと思うんです。

ですから、先ほど申し上げましたように、地裁の判決ではあっても、それから道の人事委員会の審査が不服申立があってもう1度続くとしても、9月及び10月に出された判断というものは、厳然として存在するわけですから、そのことをやはりしっかりと受け止めていただかなければならないと思うんです。

そこでお尋ねをしたいんですが、教育委員会として、委員会として、この東京地裁判決及び道人事委員会の裁決について、内容を把握し、そしてその判断がどうなのかということの検討をなされたことと思うんですけれども、そのときの論議経過、論議経過というものをお聞きをいたしたい。

もし記録がとられているのであれば、記録を出していただければ、一番わかりやすいかなというふうに思います。

これは議長にお願いであります。もし資料として提出がいただけるのであれば、その議論の記録を資料としていただきたいというふうに思います。

あくまでも、いままでどおりのやり方が絶対であるというふうにこだわる考え方は、私は間違っていると思うんです。

いままでやってきたことはやってきたこととして、それは事実ですから、だからしかしそれは考え方は新しいものが出されてきたとすれば、それはそのことを十分検討することが必要だというふうに思います。

私はぜひ、いままだ在籍している子どもたち、そしてこれから入ってくる子どもたちのためにも、しっかりと検討していただいて、そして次の段階の判断が出るまでの間だけで

も、もう少し考え方を改めていただくということが、当面して、そういう判断が必要でないかと、次善の策ではないかというふうに思いますが、その辺も含めてお答えをいただければというふうに思います。

それから、いじめの問題であります、教職員間の輪を保ちながら協力、協同しあう体制づくりに努めていただくということ、これは結構だと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、多忙な状況というものがつくり出されていくと、意図的につくり出されているとまで言い切れるかどうか分かりませんが、そういう感じすらするぐらい、年々多忙になっているという状況です。

先ほどちょっと新聞記事でご紹介した、野田正彰さんという方、この方は大学の先生であると同時に精神科医でもあるわけです。

この方の本を最近読んだんですが、広島県で2年前に民間から起用された校長がお亡くなりになったというふうに聞いてございます。

これは、広島県の尾道市の話ですけれども、広島市内の銀行の副支店長だった方が、この民間校長の公募に応募されて、そして校長になった。だから、当然教育の仕事についてやる気があって、そして校長になられたんだと当時私は思っていたんです。

ところが今回、野田さんがずっと調べて報告をされている中身を見ると、全然違うんです。中身は。

ご本人学校、子どもが好きでもないし、学校行く気もない。ところが銀行の命令です。副支店長で56歳ぐらいか、54、5歳です。

だからそうすると、ちょうどリストラ対象

年齢です。だから、銀行にすれば人減らしです。

それで、急に校長をやみなさいと、銀行の命令だからやむなくその人は引き受けた。

それで、なるに当たってはということで希望を出して、できれば田舎の小規模の学校にやってもらいたいという希望を出した。

ところが合格して、発令になるということが分かったときには、尾道の大きな学校、そこに行くことになる。

だからこれでは困るといったけれども、もう決まったことだからということでやらされたんです。

しかも、銀行屋が校長になるに当たって、教育者、学校の管理者になるための勉強を何日やったかといったら2日間だそうです。2日間。それで校長ですといって行ったんです。校長になれば、校長の職務をやらなければならないわけです。

やって、もう5月の半ばになったら体がおかしくなった。体調が。それで、精神科から診断書をもらって、休ませてもらいたいと。

1カ月休むのが適当だと診断書であったんです。それで、診断書を教育委員会に出したけれども、あなた民間から来て、注目の的だから、頑張ってもらわなければだめだと、頑張れと、全然受け付けてくれなかった。

それで、病院から薬もらって、みずから鞭打って、そして仕事を続けている。だけれど1年もたないで、翌年の3月にみずから命を絶った。

調べてみたら、その1年間に尾道の市教育委員会が学校に発した通達とか通知とかが、1,500以上です。1年間。

それに対して学校が報告しなければならない、報告文書の数が 350 だか 60 だかある。だから、もう書類づくりに夜中までやるんです。

そして校長は全然分からないわけでしょう。言葉がわからないんですから。その負担は全部教頭へいくわけです。教頭は、6 月かに心筋梗塞か脳梗塞かで倒れた。そして後任の教頭が来た。その人も翌年また倒れた。

その教頭はどんな仕事ぶりだったかと言ったら、夜中まで学校にいて、何か橋渡って帰るらしいです。その島かなんかに。その高速道路の橋のたもとの駐車場で仮眠して、運転してられないです、疲れて。それで、2 時間ぐらい仮眠してうちへ帰って、4 時か 5 時に着いたと思ったら、またすぐ 6 時には家出なければならない。そういう生活していて倒れた。

だから、2 人校長の部下が犠牲になっているわけです。それで校長自身も、そういうふうにみずから命を絶たなければならなかった。

だから、初めての卒業式を迎えるために、式辞を書いていたわけでしょう。書いた文章に命を大切にしてくださいというのを書いてあるんです。

これ、亡くなったあとの報告書でまたいろいろ問題があるんですけど、それはちょっとやめますけれども、それぐらい、これは広島県尾道の例ですから、それが北海道にそっくり当てはまるなんてこと言いませんけれども、そういうところに、なぜ学校のこと右も左もわからない民間の校長を充てなければならないのかというのがあります。それから、小さい学校にという希望をなぜ大きな学校へ入れたのかということになる。それから診断

書を持っていたときに、なぜ休ませなかったのか、さまざまあります。

そこでは、新しい制度を取り入れたら、それを成功させなければならない。それが、至上命題でしょう。そこで働く人のことなんか問題じゃないんです。

そういう中で、子どもが大切にされるわけがないです。

だから、このいじめの問題というのは、もちろん犠牲になった子どもは大変かわいそうで、ただ、いじめをやる側にも、やるための要因というものが、何もないという子はいないんです。やっぱりそれはそれで何かにかあるわけです。それはだんだん追い詰められる、そういう状況になっていくわけです。

そのことは、さっきちょっと言いませんでしたけれども、紹介した野田正彰さんという精神科医の方が書いているのは、こういう事件が起きると、もう 2 度と起こらないようにしますとか、それから心のケアをしますとか、そういうことを必ず言う。だけれど、そんなことでうまくいった例があるかというんです。

長崎で、6 年生の女の子が、同級生の女の子の首切って殺しちゃったという事件がありました。

そのときに、長崎は調査をした。全部の子どもについて。東京学芸大学の先生がつくった「子ども理解支援シート」というのをつくりましたと。で、子どもについて怒り、悲しみ、不安などを顔に出すことはできるが、その感情の表出の仕方が、実際の年齢より幼いか、例えば、そういう二十数項目について、教師に書かせた。これは大変な仕事です。

結果、1 年後の報告では学校は楽しくなく

でも心の危機には陥らない、たくましい子どもがふえた。そういう報告だそうです。学校は楽しくなくても。

しかし、教員にはシート導入に伴う負担感が大きいことも判明した。

ところが、長崎県では、これ 2004 年に起きて 1 年後だから 5 年でしょう。2005 年 7 月から 3 カ月の間に、中学校、高校の生徒 7 人が自殺しているそうです。

それは明らかに長崎県の中に問題点があると思うんです。

さっき民間校長の話しました。広島県。

広島県とか長崎県、これ原爆が共通しています。原爆の被害を受けたまちですから、平和教育に非常に熱心だった県です。どちらも。

だけれども、教職員組合も活動一生懸命だったようです。先に長崎、それから数年前に広島。世羅高校の校長が自殺されました。そして国旗・国歌法ができる契機になるんですけれども、あのとき以来。だから、教職員組合つぶしが行われて、それはひどい弾圧です。

だからそんなふうにいうことを聞かない、これは当然、国旗・国歌の実施率なんかも低いです。そういうところを狙い撃ちにして潰すという形でかかっていくわけです。

だから、そういうところで、結局最後は誰が犠牲になるかといったら子どもです。

わけわからない民間の校長を充てられて、先生方右往左往しなければならないというふうになれば、これも被害者は子どもです。

だから、先ほど教育長が答弁されたような姿になってくれば、これは子どもに全部還っていくんです。いろんな形で、子どもに効果が現れるということになります。

だから、そういう形をぜひつくる。で、一番最初に校長を中心とした全教職員の組織的、継続的な取り組みが重要だというふうに、答えられたわけです。そのとおりだと思います。

校長を中心にして、全教職員の協力体制ができるということは、校長のリーダーシップというものが重要です。先生方をしっかりとリードしていく力、人格、見識。そういうものを求められるんです。

残念ながら、最近の校長先生方に、それは求むべきもない。ちょっと言い切ってしまうかもしれませんが。残念ながら。

私も学校にいましたから、校長とは随分けんかもしました。でも、心惹かれるものを持っている人たちでした。

だから、がんがんやりあうときはやりやりあうが、チームとしてはしっかり組んでやるということでやってきました。

いま、チーム組めない。現状は。

だから、子どもが犠牲者にならないために、やっぱり教師たちは一生懸命頑張らなければならぬ。子どもから犠牲が出ないために。そういう体制を、ぜひ取れるような、そういう例えば人事の面でも、十分な配慮をいただきたいというふうに思うんです。

ぜひ、そのことをお願いしておきたいと思います。

教職員が十分に学校の中で力が発揮できるような体制を、客観的につくる、これが教育委員会の役割だと思うんです。

ぜひ、そのことをお願いしたいというふうに思います。

これ最後に、教育基本法の改正の問題ですが、これも教育長ご覧になったかもしれませ

んが、これは10月21日の新聞です。

公立小中校長について、東大が調査をしたんです。全国。

そしたら、教育改革に、戸惑いを感じている85%。教育基本法の改正反対66%です。調査方法に書いてありますけれども、教育改革については、早すぎて現場がついていけないと言っているということです。まとめて言えばの話として。

そして、教育基本法についても、教育基本法を変えて問題が解決するというようなものではないということを、現場の責任者はよく知っているということです。

ですから、形整えたきれいごとではなく、半世紀経って、環境が変化して、課題が指摘されて、国民的な合意形成を図りながら、このとおりいけばいいです。でも、単独裁決なんていうのは、国民的な合意形成なんかはずっとこっちおいてあるでしょう、そう思いませんか。

だから、そういう形で教育基本法の改正何ていうのやるものではないです。

教育長として、そういう国会審議のあり方どう思いますか。

そんなふうにして決まった、教育基本法で決まったからなとって、こうやるぞああやるぞというのが下りてくるんでしょう。

それで、では決まったんだからとって、法律ですからというふうにしてやられるんですか。それはおかしいんじゃないでしょうか。

だから、本当に国民的な合意形成を図るのであれば、時間をかけて、疑問を1つひとつ解きほぐして、そしてではここはあなたの意見を入れてこう直そうかという、そういうふ

うな、法律を、ほとんどまったく新しくするようなものですから。

安倍総理大臣は、教育基本法はアメリカ軍の占領下でできた法律だから、これは存在を許せない。絶対変えなければならないという信念のようです。

しかし、教育基本法ができた経過を物の本で読んでみますと、教育刷新会議というところが、すごいメンバーをそろえて、時間をかけて、じっくり議論をしてつくり上げたのが、教育基本法です。決してアメリカ軍に言われてつくったなんてものではないんです。

やはり、多くの日本人が犠牲になってしまったあの戦争の反省の上に立っているわけです。

そこで、教育をどうするか。陛下の隻手を育てるという教育からどう変わればいいのか、それを考えたのが教育基本法です。

それを、たかだが通常国会途中で出して、継続審議になって臨時国会でぱっぱっぱと決めてでき上がり、と、そんな扱いでいいんでしょうか。

この誕生の仕方、新たな誕生の仕方、教育長どんなふう to 受け取られるか、ぜひ聞かせてください。

自信を持って、教育行政の責任者として、自信を持って新たにできた教育基本法で、美唄の教育行政を進めますと、そういうふうに胸張っておっしゃるんでしょうか。

そのこのところ気持ちを聞かせてもらいたいです。

これ、日にちわからないんですけども、北大の獣医学科の教授の藤田正一さんという人が、改正で戦前回帰許すなど、タイトルは

「教育基本法とクラーク精神」という。

だから、さっき言った教育刷新会議の中で、新渡戸稲造、内村鑑三、2人とも札幌農学校の2期生だそうです。この2人が大きく影響を与えている。

内村鑑三は、教育勅語に対する拝礼を拒んだために、学校の先生を辞めなければならなかった人です。新渡戸は、軍部批判をしたために、国賊と罵られた人です。だから、厳しい時代にあっても自分の考え方を貫いたお2人です。

この2人が、これは北大の先生だからその2人のことを言っているんでしょうけれども、教育刷新会議の中で役割をしっかりと果たしていますよと。そんな軽々しく変えていいんですかと。これはもう戦前回帰そのものだと、そういう批判を、藤田さんはしています。

ぜひ、お考えをお聞かせください。

●議長長岡正勝君 先ほど米田議員から討議経過の資料、記録という。

まず、答弁ですね。

教育長。

●教育長村上忠雄君 いま何点かご質問いただきまして、まず1点目の入学式・卒業式の関係でございます。

学校教育におきましては、先ほどから申し上げておりますように、国旗・国歌の意義を理解させて、それらを尊重する態度を育てることは、極めて重要であると。児童生徒を指導する立場にある教員は、国歌斉唱時、儀式的行事のとき、相応しい態度で臨むことが大切であると、これは責務としてそういったことをすべきであるということの答えを申し上げてきましたけれども、今後におきまして

も、そのような考え方で望んでまいりたいと思っておりますし、また、入学式・卒業式におきましては、国旗・国歌を実施するに当たりましては、日頃から教職員会議の場等を通じて、教職員の間で国旗・国歌の指導やその意義等について十分理解を深めてもらうように努めてまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

次、2点目、いじめについてでありますけれども、このいじめにつきましては、基本的に教職員と学校現場といいますのは、教職員と生徒の信頼関係になっているものでございます。

先月でしたか、先々月でしたか忘れましたが、ある大手の出版会社が、これは教育の力を取り戻すということで特別号を出しました。

その中に、評論家、学者、法律家いろんな方が学校現場についての、先生についての思い入れを語っておられました。

やはり、どの人の文を見ましても、やはり先生の一挙手一動、それから一音一句といのが、その人間にとって非常に大きな、生涯にわたって影響を及ぼすものだ。そういうものが書いておられました。

私自身、過去を振り返ってみますと、教師の生徒に与える影響というのは非常に大きいし、また何人かの先生は本当にいまもって大きな示唆を与えていただいたと、そんなふうに考えております。

ですから、やはり教育現場においては、先生と生徒の信頼感というのは、一生を左右するほどの大きな役割、ものであると、それと同時に、学校現場においてはその担当の教諭

のみならず、また違うキャラクターである先生方、これもやはり大切な存在である。

そのためには、先生と先生だけでなく、教員同士の信頼感、一体となって学校で子どもを指導するという、そういう姿勢が求められているわけでございます。

私ども教育委員会といたしましては、やはりそういった先生方の指導が行われるように、十分配慮し、その方向に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから3点目、教育基本法の改正についてでありますけれども、これについては、やはり半世紀を経てから、この基本法を見直すということでございます。

そういう時代背景というものがあるにいたしましても、これはやはり慎重に議論をしなければならないわけございまして、これまでも国においては十分時間をかけて議論されてきたのかなというように思います。

ただ、いずれにしても、これは教育の根本にさかのぼった議論が展開されているわけでございますし、非常に、いま申し上げました、非常に重要な法案でありますので、国民の理解が十分得られるように、慎重かつきめ細かな論議がなされていかなければならない、そのように考えているところでございます。

それから、先ほどの今回の地裁、それから人事委員会でのことについてでありますけれども、これは、教育委員会協議会というのがありますけれども、その中でこういった東京地裁やらそれから道の人事委員会のことにつきましては、話し合いをして共通理解を図っているところでございます。

これについては、特に議事録というものは

ございません。

いずれにいたしましても、本市の未来を担う子どもたちが健やかに成長していきますように、学校現場では校長を中心として、一丸となって教育活動が推進されなければならない、そのように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 議事進行をいま発言いたしましたのは、いま米田委員の発言が3回目でありまして、発言の趣旨を受け止めて、教育長が答弁されたんでしょうが、いわゆる議長の議事整理上の課題として、お話をしたいと思うんですが、まず1つは、市教委での議論経過がどうだったんだろうかということです。

市教委として、組織として。美唄市の主体性を持つ、美唄市教育委員会として、この地裁判決なり人事委員会の議論というのをどのように踏まえて、組織としての1つの共通認識を持たれたのかということ。それで、いわばその足跡を教育委員会の会議録等があればお出しをくださいということです。

このことはないというお話でしたから、議論がなかったのかあったのか。しかし記録がないのか、していないのか。

ここのところしっかりと、答えするように議長から議事整理をお願いしたい。

それから2点は、米田議員の3回目質疑で、広島の例とか長崎の例とか出されましたが、これは美唄の例とイコールという、こういう言い方ではありませんでした。

しかし、他県の例をとって、いわば学校現場の雑務という表現はちょっと乱暴かもしれ

ませんけれど、非常に文科省を通じて、道教委を通じて、市教委を通じてきているのかわかりませんが、日々の職務の中で照会文書に対する回答とか、その対応で忙殺をされていると、これはいじめの問題とのかかわりです。ここで、そういう実態というものしっかり把握をして、勤務しやすい体制をどうつくっていくのかという、そういう指摘ではないでしょうか。

これにはお答えになっていないんじゃないでしょうか。

この辺、次4回目が最後ですから、議長が、特に発言を認めた場合ですけれど。3回目に対する答弁が終わりましてけれども、私は趣旨を受け止めた答弁ではないというふうに考えますので、改めて議長から、教育長に答弁を求めるべきだろうと、こういう議事整理をお願いしたい。

●議長長岡正勝君 教育長、いま議事進行発言という中で、若干答弁が行き違っていると2点指摘されましたが、これについて、今度手を挙げますと最後の質問になりますので、配慮して再答弁をお願いします。

暫時休憩します。

午後1時50分 休憩

午後1時51分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの米田議員の質問に対し、議事進行発言がございました。

答弁準備の申入れがありましたので、15分程度休憩いたしたいと思います。

午後1時52分 休憩

午後3時23分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

米田議員の3回目の質問に対する理事者の補足答弁から入ります。

なお、米田議員から要求のありました資料につきましては、ないということです、資料を求めることはいたしません。

ただし、協議会での経過を含めて、補足答弁をお願いいたします。

教育長。

●教育長村上忠雄君 答弁準備に時間を要しまして、誠に申し訳ございませんでした。

先ほどの米田議員に対します、答弁に補足をさせていただきます。

現在、私ども定例の教育委員会の前段に時間を取りまして、今日的課題につきましているいろいろ情報の交換や意見の交換を行っている教育委員会協議会というのを設置してございます。

正式なものでございせんけれども、この教育委員会協議会の中で、先ほどお話の出ました東京地裁の報道等の資料を活用して、委員会の中で共通認識を意見交換をし、共通認識を諮ったところでございます。

また、学校現場の過密な業務の状況等につきましては、現在学校訪問において、授業参観等を行うときや、校長会議、教頭会議での各学校における状況について、内容の把握に努めておりますが、教員の業務につきましては、多様化、複雑化していることもあり、よ

り一層現場の実態を把握するための努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

米田議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書の規定により、特に発言を許します。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 ただいま教育委員協議会で話し合われたということで、答弁をいただきました。

私はたまたま9月に東京地裁、そして10月に北海道人事委員会というふうに、まったく違う機関から、内容的には従来余り裁判所から出なかった、あるいは人事委員会等から出なかった判断が示されたということですから、これは、教育委員会としても、美唄市教育委員会としても、十分に内容を理解して検討する意義があるというふうに、私なりには判断をしたわけです。それで、検討されたのではないかとということでお尋ねをいたしました。

ただいまの委員の協議会での協議だということで、本当は、どんなそこで話の流れがあったのかということもお聞きしたいという気持ちはございますが、正式の会議じゃないから記録はとられていないということです。そのところはやむを得ないかなというふうに

思います。

それで、教育長にはお願いであります。ぜひ、東京地裁の判決の、新聞報道ではなく、判決文をぜひ委員の皆さんにお読みいただいて、そしていままで教育委員会が、美唄の教育委員会がとってきた判断というものを、これからも継続していくのか、あるいは新たな判断がそこに入るのか、そういう検討をしていただきたいというふうに思うんです。

あわせて、北海道人事委員会の裁決内容についても、これは検討されるということがいいのではないかと。立場が違いますから。

それと、北海道でやられているということ言えば、より身近な存在ということになるかなと思うんです。

美唄の先生方が何かやるという場合も、道の人事委員会に提出すると、そういう関係でありますから、だから、ぜひその中身を承知していただくという、そういうことやっていただきたいというふうに思うんですけれども、そのところのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、教育基本法の問題についても、結局愛国心が入っていくということで、新聞でも通知表の中にすでにもう愛国心に対する評価が入っているところはかなりあるという報道がなされております。心の問題を評価することが大体できるか。それはできないというのが一般的です。

安倍総理だったのでしょうか、国会答弁の中で、心の評価はできないという答弁をされました。ただ、そういうものを学ぼうとする態度は評価できるということです。これは微妙なところです。

私は、大体愛国心なるものが教育基本法の中に盛り込まれるということに賛成ではありませんから、入ったらという前提でものは考えたくないんですけれども、もともと心というものを評価するものではないというふうに思います。

それら含めて、この問題についてもぜひ、まだ国会で決まらないんだからということではなく、特にきょう11日ですか、聞こえてくる話では14日には採決だろうというふうなことも聞こえてきます。もう決まる直前でありますから、ちょっと遅いかもしれませんが、ぜひ政府案についても、十分な協議をすべきではないかというふうに思うんです。

その中の問題点、そういうものをあらかじめ把握されるということは、何もしないでいて、今度教育基本法こう変わりましたということで下ろされて、それで対応を考えるというのと、問題点はここにあるなというのはあらかじめもって、その決まってきた法律に対するのでは、かなり構え方が違うように思うんです。

ですから、まだ決まらないという段階で、ぜひ教育委員の皆さんにご協議をいただくということを求めたいというふうに思います。

最後になりますが、初めに、最初の質問のときに申し上げました、いまの教育基本法で、教育行政についてお尋ねをするのはこれで終りということになるわけですし、私としては、非常に心残りだ、残念だ。もっとこの現行教育基本法を踏まえて、教育長と議論を重ねたかった。できれば、議員の言うとおりですと、こういう答弁を1度はもらいたかったという気持ちでいるわけです。

ぜひいま教育長という職でそこに座っておられるわけで、そこを離れての答弁というのはないんでしょうが、一方で美唄市の村上忠雄としてのものの考え方というものもあるわけですし、そういうものを私は教育にずっと携わった、その仕事をやってこられたということ踏まえて、そこに市民村上忠雄が存在するというふうに思うんです。そのことをぜひ、これからもいかしていただくということを最後をお願いをしておきたいというふうに思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のお尋ねにお答え申し上げます。

私ども教育委員会では、毎回議会が終わるたびに答弁した内容につきましては、すべて教育委員会に報告をしております。

今議会におきまして、私どもがお答えした内容については、すべて教育委員会に諮られます。その中で、やはりこういったいまお尋ねあったようなことも出ますので、当然検討しなければならないということになれば検討しなければならいでしょうし、その辺心の問題等につきましても、委員会の中でもお話をしてみたいとこのように考えております。

それから私が個人、一市民として、個人としてということでございました。

これは、私ども、教育長にもう5年になりますけれども、この学校現場とのかかわり、これはいつも入ると言いながらも、なかなか入られないのが事実でございまして、ことしはそれでも2回ほど入りましたけれども、教員の側からも、ぜひ教育長に、来て生の声聞いてほしいということでございますので、で

きるだけそういった機会を持つようにして、学校現場とのかかわりを深くし、教育長として、また一市民としてもいろんな厚みのある考え方をもっていきたい、そんなふうに考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員（登壇） 平成18年第4回定例市議会に当たり、私は大綱3点について市長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、人口対策についてお伺いをいたします。

日本の人口の状況を見ますと、女性が一生涯に子どもを何人産むのか、推定値では合計特殊出生率は1.25%となっております。

このまま続くと1年間に生まれる乳幼児の数は、日本全国では100万人を割ってしまいます。このような状態で推計すれば、100年後には日本の人口は8,000万人と推計されます。

1945年、昭和20年に日本の終戦後のときは、人口は約7,200万人だったとされております。現在は実に1億2,000万人の人口の数であります。5,000万人の増加した傾向であります。いかに人口が急増期であったかおわかりだと思います。

今後は徐々に人口が減り、不安を抱えることになり、2000年の国勢調査に基づいた国の将来推計は、30年後の北海道の人口は477万人となり、30年間で31万人にも減り、昭和30年ころの規模に戻ると言われております。

札幌周辺の大都市以外は、人口が減り、多くの地域格差が拡大いたしますし、人口が激減すると、自治体の財政や医療福祉はどうなるのでしょうか。市民は大変心配されておる

のではないのでしょうか。

そこで、3点について市長にお伺いをいたします。

1点目は、美唄市の30年後の人口推計についてであります。

予想ですからはっきりとした数字は出ないかと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

2点目は、福祉や医療の状況についてであります。

少子高齢化により、大きく変化もありますが、市長の考えをお伺いたします。

3点目は、今後の財政状況についてであります。

道州制により、市町村合併などもあり予想は難しいかと思いますが、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、大綱2点目は社会問題についてお伺いをいたします。

昨年の全国の自殺者が8年連続で3万人を超えました。道内でも1,582名が自殺し、前年より少し減少したとは言え、全国では5番目に多いと言われております。

年代別では20歳以上が5%、30歳以上が6%増加したと言われております。

最近は雇用関係が契約社員やフリーター、ニートと働く人が多く、若い世代の不安定な雇用が影響していると思います。

近年、自殺は個人の人生観の問題ではなく、予防対策を必要とする社会の問題だと思います。自殺者の7割が男性で、動機としては全国では健康問題が多いわけですが、道内は経済・生活問題がトップを占めているそうであります。

特に道内は経済の地域格差が影響を及ぼしておりますし、全国的に見ますと30代以上の男性の自殺者が多く、失業率と相関関係にあるといわれ、男性の失業者を社会的な不適格者とみなし、はじき出す傾向を指摘する人もおります。

このような差別格差をなくする方法を考えるべきではないでしょうか。

最近の研究によりますと、自殺未遂者の75%がうつ病など、精神疾患にかかっている、ストレス状況下で特にうつ病になる危険性が高まり、病気なると自殺するしきいが低いと言われております。

うつ病患者の半数以上は、病院にかかっていない人が多く、病気を自覚しないで、自殺する人が多いと思いますし、うつ病などに正しい知識を得て、適切に対処する方法を身につけることが大切であり、自殺予防につながると思います。

国際的に見ても、日本の自殺率は高く、交通事故死の死傷者の4.7倍にもなっておるそうであります。

このようなことから、交通安全運動のような啓発や予防週間を設けることも必要ではないでしょうか。

そこで、3点について市長の考えをお伺いたします。

1点目はうつ病や精神疾患にかかっている人の予防対策としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2点目は、市立美唄病院のうつ病患者に対する診療についてお伺いをいたしますが、診療科目の減少や市立病院の健全化もあります、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、フリーター・ニートの雇用についてであります。

景気が回復したとはいっても、本州のことであり、道内は経済的に地域格差がありますので、考え方についてお伺いをいたします。

次に、大綱3点目は交流拠点施設状況についてお伺いをいたします。

日本人の温泉に対する考え方は、身体の疲れやストレスの解消には温泉の効果は大変大きいと思います。

市民は自分たちのまちに身近に入れる温泉があることはすばらしいことだと、老若男女も認めるところであります。

しかし、温泉は道内に温泉数は約2,300カ所あり、そのうち宿泊施設のある温泉は250カ所と全国最多であります。

また、空知管内でももちろんですが、美唄市近郊にも月形や奈井江、北村、あるいはこの周辺にも自治体に関係している温泉がたくさんあり、競争が激しいと思います。

最近報道で、三笠市の国道12号線沿いにワンデイスパが温泉を掘り当て準備し、工事も進んでおります。

この施設は、札幌や北広島の温泉施設を運営する会社と聞いておりますし、施設の規模は温泉プールや宿泊施設を備え、鉄筋コンクリートで地上4階、地下1階建てで、面積は約530平方メートルで、スパで、ホテル棟が1,300平方メートルの純和風棟が建設されるようであります。

建設費は約11億円と聞いております。

道内の温泉施設の46%が、10年以上前の成分分析の結果を表示しておりますし、お湯の成分結果を定期的に実施しながら、温泉への

信頼を高める努力は欠かせないと思います。

温泉法により、温泉施設は浴槽ごとの成分表示が義務付けられておりますが、利用客から入浴税を徴収する以上、お湯の厳格な成分の分析や表示は当然であります。

温泉のお湯の成分は、年月と共に変化する可能性もあり、利用者の信頼を勝ち取る努力が当然必要であります。

このように、温泉施設が建設し、競争しあうことになると、新設されたところに奪われますし、美唄市ゆ〜りん館といたしましても、この競争に勝ち抜くため、温泉表示は大切なことと思います。

そこで、温泉施設ゆ〜りん館の状況についてお伺いをいたします。

1点目は、ゆ〜りん館の開業から現在までの年度別入館者数についてお伺いをいたします。

2点目は、温泉施設の泉質成分分析についてお伺いをいたします。

3点目は、パークゴルフ場の入場者数と温泉セットの入場者数について、お伺いをいたし、以上でこの場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、人口問題について、将来人口の推計についてであります。平成42年、2030年まで推計したものと、平成11年に本市が行ったものと、平成15年に国立社会保障・人口問題研究所が行ったものがあります。

平成42年の総人口は、本市の推計では1万9,618人、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、1万8,110人となっており、いずれも

現在より30%以上減少すると見込まれております。

日本全体の人口は、予想よりも早く減少局面に入り、高齢者の割合も、平成17年の国勢調査では20%を超え、世界最高水準となるなど、人口減少や少子高齢化が加速度的に進む可能性が指摘されております。

私はこのような中であっても、互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりを行うことが重要であり、多くの議論を通じて人口減少、少子高齢時代に見合った、美唄らしいまちづくりを行っていかねばならないと考えております。

次に、美唄市の福祉や医療の状況についてであります。人口の減少と共に、少子高齢化がますます進む中で、人口に占める高齢者の割合がふえ、中でも認知症高齢者や、1人暮らしの世帯が増加していくものと推測されます。

このような時代背景にあって、高齢者の方々がいつまでも健康で、生きがいを持って社会参加し、その人らしく尊厳をもって暮らし続けられる地域社会を築き上げていくためには、市民1人ひとりや地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、生き活きとした協働のまちづくりを推進していくことが重要だと考えております。

また、今後においては少子高齢化、人口の減少などにより、地域における医療供給体制の確保は、ますます難しくなると予想されることから、自治体病院の再編、ネットワーク化や民間医療機関との連携・機能分担を推進するなど、良質な医療を効率的・継続的に提供していくことが必要と考えております。

本市におきましては、市立病院、美唄労災病院のいずれも医師不足等により、経営状況が悪化するなど、いまの形のまま存続することが難しい状況にあり、このまま推移をする
と市民の皆さんに必要な医療サービスを提供することができなくなるおそれがあると考えて
しております。

このために、病院がそれぞれ持っている医療資源を活用した新しい総合病院づくりを目指しており、その実現に向けて最大限の努力を傾注しているところでございます。

次に、美唄市の今後の財政状況についてですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展による財政面からの影響としましては、一般的には生産年齢人口の減少に伴い、税収の減少が見込まれる一方、扶助費のほか、少子高齢化対策や安全で安心な地域づくりなどのための財政需要が見込まれるなど、総じて厳しい財政環境におかれるものと認識しております。

このため、財政運営に当たりましては、財政規模の適正化の観点から、収支均衡の維持や将来負担の適正化を図るため、行財政改革を今後も不断の取り組みとして推進していくと共に、協働のまちづくりの推進と同時に、少子高齢社会を見据えた福祉関連産業や雇用の創出などの取り組みを進め、地域経済の振興による税収の増加を図るなど財政力を高め、自治体経営基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、社会問題としてうつ病の予防対策についてですが、厚生労働化学研究所の調査によりますと、人が一生のうちにうつ病にかかる割合は15%前後と言われ、さらに自

殺者に占める割合は、若年者では40%、高齢者では55%とも言われており、大きな社会問題であると認識しております。

予防対策としましては、困ったときに身近に相談できる環境や、助け合える家族や地域のつながりが重要であると考え、これまで市民との協働のもと、世代間交流事業や高齢者の閉じこもり予防教室などを行うと共に、保健センターや地域包括支援センター等において、本人やご家族からの相談に答え、必要な方へは心療内科や精神科などの受診をお勧めするなど、支援に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、精神保険福祉活動の専門機関であります保健所等と連携しながら心の健康づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

市立病院におけるうつ病患者の診療対応についてであります。市立病院ではうつ病等を診療する精神科あるいは心療内科などの専門の診療科がございませんが、患者は種々の訴えを持って受診されますので、内科診療の中で対応しており、うつ病の疑いやうつ傾向の強い患者は専門医のいる病院やクリニックを紹介するなど、他病院等との連携により対応しているところでございます。

次に、フリーター・ニートについてですが、新規採用抑制や非正規雇用者拡大、即戦力を求める少数精鋭主義など、企業構造の変容による社会的要因ばかりでなく、各個人の心理的要因や家庭的要因がフリーター・ニートに至ると言われております。

特にニートについては、心理的要因が大きいとされ、その分類も「精神疾患型ニート」

「引きこもりニート」や「非行型ニート」など多岐にわたっているところです。

本市におきましては、フリーター・ニート状況の実態把握をするため、本年11月に19歳から34歳までの市内居住者1,000人を抽出し、就労基本調査を行ったところであります。

国、道ではニート等の対策として、就職の支援を行う「ジョブカフェ」や職業訓練を行う「デュアルシステム」などの雇用対策を進めてきており、これらの動向や就労基本調査の結果を踏まえ、ハローワークなど関係機関との連携を図りながら、ニート等の対応について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設について、温泉水の検査についてであります。ゆ〜りん館の浴槽は、露天風呂も含め毎日温泉水を入れ替えているところであり、温泉水の検査についてはレジオネラ菌の検査も含めた検査を年1回実施しているほか、大腸菌等の発生を抑えるために注入している塩素の濃度を毎日6回測定し、水質の確認に努めております。

次に、パークゴルフ場の入場者数等についてであります。平成17年度のパークゴルフ場入場者数は3万0,207人で、平成18年度は2万2,576人となっており、前年と比較いたしますと7,631人減少し、25%の減少となっております。

減少の要因といたしましては、夏場の気温が高かったことや岩見沢の近隣にコースが新設されたことが影響したものと考えられます。

温泉セット券につきましては、平成17年度の利用者は、大人子ども合わせて5,808人で、全体の19%、平成18年度は3,873人で、全体の17%となっております。

芝の状況等につきましては、本年10月に実施した利用者アンケートにおいて、良好な芝と評価をいただいております。

今後においてもコースの芝の管理に万全を期すると共に利用時間などの利用者ニーズにできる限り応えるほか、交流拠点施設との連携を図りながら、特色ある管理運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、ゆ〜りん館の入館状況につきましては、商工交流部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 商工交流部長。

●商工交流部長酒巻 進君 ゆ〜りん館の開業から現在までの年度別入館者数につきましては私からご答弁をさせていただきます。

ゆ〜りん館の入館状況についてであります。平成15年12月のオープン以来ことしで丸3年を迎えておりますが、開業した平成15年度の入館者数は13万2,793人で、月平均では3万7,941人となっております。

平成16年度は32万7,317人で、月平均2万7,276人、平成17年度は28万7,316人で、月平均2万3,943人。平成18年度は4月から11月までの8カ月間で申し上げますと、18万1,356人で、月平均2万2,670人となっております。

●議長長岡正勝君 12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員 自席から質問をさせていただきます。

初めに、人口問題について質問をさせていただきますが、美唄市の人口は、昭和31年ころは、石炭産業の隆盛期に当たり、9万2,000人以上の人が住んでいたわけであります。

平成17年、国勢調査では美唄市の人口は2万9,000人ほどでした。全道全体でも人口減少

が見られ、このまま推移すると平成22年、2010年には美唄市の人口は2万8,000人と予測されております。

私はもっと厳しい推計を立てるべきではないかなと思います。

美唄市の後期基本計画でも、今後も交流人口の増加により、まちの活性化に努めると共に、定住策、雇用の増加対策などを積極的に取り組み、将来人口3万1,000人と推計されておりますが、現在の経済状況や自治体の財政状況の様相を予測いたしますと、良好のところは見えてきません。

人口は減少しても、美唄市の身丈に合った予想をすべきではないかなと、こう考えているところでございます。

少子高齢化の時代を迎え、人口の問題を考える時期はとっくにもう来ているのではないかなと思います。

美唄市の基幹産業であります農業は、後継者、担い手が激減しておりますし、30年後は恐らく農家戸数も3分の1に減るのではないかなと、そう思われます。

農産物の維持はできるのでしょうか。また、農村の集落として成り立っていくものなのかどうか。疑問が残ります。

また、住民の足確保はどうなるのか。

ある報道では、道内の路線バスは過去10年間で利用者が40%も減っています。30年後の足の確保は大変難しい問題ではないかなと思います。

ある新聞で見ましたけれども、この1つの市町村だけでは対応できなく、ほかの市町村とタイアップしながら足の確保をしているという報道もされています。市町村独自ではも

う解決できない問題ではないでしょうか。

この問題を解決する知恵が、私は必要ではないかと思います。

しかし、人口減少社会が決して住みにくくなる、暗たんたるものではないと思います。

右肩下がりの時代は、誰もが経験したことがないので戸惑っていると思いますが、人口減を地域経済、社会をうまく均等させれば、住みよい地域を築けるのではないかと、私は思います。

マルサスは、人口論では倍々ゲームで増加すると言われておりました。食糧生産が不足し、貧困の時代が来ると言われております。

しかし今の北海道は、マルサスの時代の逆になっていると思います。人口がどんどん減る一方で、不安を抱えなければなりません。

いま現在食料は、贅沢で余っているわけがあります。美唄市の後期基本計画は、5年間の予想しか示されておられませんけれども、私はもっと先の30年後まで予想が必要ではないかと思います。

北海道では、ここに道州制の資料があるんですけども、モデル地区としてかなりの厳しい数値が盛り込まれております。北海道で今後の予想推計を30年後ぐらいまで、数値を考えていると言われておりますが、人口減少社会を踏まえ、美唄市独自の予想を立てる必要があるのではないかと思いますが、市長は今後の将来像をどう考えているのか、再度伺いをいたしたいと思います。

次に、財政の問題について質問をさせていただきます。

美唄市の財政は、市税収入の自主財源が少なく、長引く景気の低迷などにより、市税の

減少が続き、増収の見込みが見えてきません。さらには、国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額が目に見えております。

ある、先日の新聞によりますと、特別交付税の割り振りで、美唄市も6町と同じ理由で経営再建中の市立病院への配分が先送りされたと書かれております。また、交付税の額は約7,700万円と前年より46.8%も減ったと報道されております。

この特法については、あとで増収されるようでありませうけれども、いま現在必要なお金なのにこれだけ減っている状況にあります。

一方、市町村合併した岩見沢市をはじめ、各地で合併された自治体は大幅に配分が優先されたと聞いております。

総務省は来年度より地方交付税の総額の1割程度、新型交付税に算定方法を切替えると言われております。算定項目を簡素化し、人口と面積に重点を置くと言われておりますし、美唄市はますます厳しい減額の措置をされるんではないかと思っております。

また、先ほど答弁の中で、財政運営に当たって、財政規模の適性化の観点から、収支均衡の意義や将来負担の適正化を図るといわれておりましたが、この答弁の意味は私は理解できるんですけれども、言葉が難しく、市民の中には理解できない人もいると思っております。もっとわかりやすい言葉で表現すべきではないかと思っております。

先日、同僚議員の答弁にもありましたけれども、美唄市の借金は543億円もあると聞いております。また、国の借金も国民1人当たり636万円、美唄市の借金は1人当たりに計算しますと187万円と聞いております。ちなみに道

の借金も、道民1人当たり99万円と言われております。

市民はそれぞれ生まれた子どもからお年寄りまで、借金を背負った国民になっている状況にあります。

美唄市も後期基本計画の中でも、新しく取り組む予算もあるかと思いますが、市長の公約で実施しようと思うもののなかにも、私は現時点でこれだけ負債があるわけですから実現するものしないもの、精査しながら将来に向かってしっかりと取り組むべきと思いますが、将来の財政を考え、市長はどのような考えを持っていくのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

次に、うつ病の精神疾患の予防対策についてお伺いをいたします。

昨年、05年に自殺した人は、警視庁のまとめで3万2,552人の方が8年連続して3万人を超えたと言われております。

先ほども申し上げましたけれども、交通事故死よりも多いわけであります。

その中で、うつ病の発祥が多く、悩みを周囲に打ち明けたり、サポートを求める家族や同僚、または友人とのつながりが予防対策の鍵となります。

特に、中高年者は体も心も危機に陥りやすい時期でありますし、男性は管理職になるなど、仕事上のストレスがふえたり、一方老眼やスタミナの衰えや肉体的に老いを実感しはじめた、そういう時期でもあると思っております。

このような変化がうつ病の引き金となり、そのうちの3割がうつ病やそううつ病の気分障害だと言われております。

ただいま国会で検討中の自殺防止対策基本

法が成立されると聞いておりますが、地方自治体はこの問題を深刻に考え、民間の会社や企業の責任同様に、地方自治体の問題として捉えなければならないのではないのでしょうか。

美唄市といたしましても、福祉や教育の立場から、また民間も会社や企業の立場からそれぞれ調査し、研究することや人材確保、医療体制の整備や遺族また未遂者へのこころのケアなどに努力し、広報活動に努めるなど実施することではないのでしょうか。

全国では、うつ病症候群の方が15人に1人はいると聞いております。この率で計算すると美唄市の人口は約3万人でございますから、約2,000人の人がこのうつ症候群であると私は思います。

この美唄は、高齢化率が高いわけですから、もっと2,000人以上の方がいるのではないかなと、そう推察しております。

例題でありますけれども、秋田県では自殺率が10年以上連続して全国1位だと聞いております。そのため秋田大学では、民間団体と協力して、予防事業を展開していると言われておりますし、内容を見ますと県内6町をモデル地区に特定して、うつ病の可能性が高い人に専門家が面接するなどした結果、自殺者が半減したと報告されております。

秋田大学の調査結果では、近所の人との助け合い、気持ちや住んでいる土地への愛着が強い人の割合が高い地域では、うつ症状が少ないという結果が出たと聞いております。

このような事例もありますので、事例を参考にしながら、美唄市も民間企業や住民の方々とタイアップしながら、地域的な予防モデル地区の指定や公演会、研究会など遺族の

ケアや相談窓口の取り組みが必要ではないでしょうか。

先ほども答弁がありましたけれども、美唄市立病院にはそういう受け皿がないけれども、内科で軽い人は受診を受けているというふうに聞いておりますが、重症になりますと病院の対応だけでは間に合わなくなり、市立病院は医師の不足や診療科による対応が困難だと思います。うつ病患者はどの科で診察するのか戸惑い、来院するのが億劫になり、病院に来ない方もふえているのではないかと思います。

このような病気は本人が気づかないうちに、病にかかっていると言われ、心の病と言われております。市民の命を預かる病院として、医師不足とか赤字の病院であっても、市民あつての市立病院でありますから、対応をしていただきたいなと思うております。

ちなみに、夕張市では市立総合病院を、診療所に格下げされても、心療内科を設けると言われております。

それだけに、心の病を受け入れる体制を準備しているわけであります。

市民のこころのケアを考えることは、若い人からお年寄りまでいると思うんです。先ほどもいろいろ議論がありましたが、子どもたちのいじめによる悩みとか、あるいは高齢者、病気です、がんによる悩みとか、あるいは中高年者の痴呆やうつの悩みなど、あるいは育児、育てる悩みだとか、あるいは独居老人の将来の生活の悩みなど、病院で対応できない悩みなどもたくさんあると思うんですが、そういうものは福祉で対応する、そのような状況が必要ではないかなと思います。

ある資料を見ますと、大変このうつに対しては新聞などでもたくさん報道されておりますし、美唄市でもそれぞれ地域の対応というのは必要だと思うんです。それぞれの町内会長だとか、あるいは民生員だとか、あるいは職員がそれぞれ地方にいますから、地域担当制なども取り組んだ中で、こういう悩みを聞いてあげることが必要だと思います。

そういう意味におきまして、うつ病予防に対する地域での取り組みについて、市長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、交流拠点施設についてお伺いをいたします。

北海道と言えば、温泉と言うほど道内には温泉が多い地域であります。自然資源を観光に生かす方法としては、これから冬と温泉が核となりますし、清潔感や幻想など、寒さをどういかすかの演出だと思います。

道内が一番の自慢は、食の鮮度と本物さではないでしょうか。それには観光業者、美唄で言えばアンビックスです、と地域農業とのつながり、これは重要であると思います。採れたての地元農産物がすぐ調理してお客様に出せる、また安全でおいしいというアピールが、美唄らしさでないかと思われます。

そのことが、商店街や農家、また飲食街との連携を考え、地域全体でルールをつくり、観光地づくり、あるいは地域づくりでもあり、訪れる人たちに、美唄はいいところだと思っていただける努力が必要でないかと思います。

それから温泉施設の泉質成分についてでございますけれども、温泉の表示につきましては、去年の夏以降、全道的に問題の事例が発

覚いたしました。

このようなことから、美唄市に訪れる皆さんの皆さんに安心して利用していただけるような、的確に、正確に情報をわかりやすくする。利用者の方々に提供することが重要であると思います。

浴槽における衛生管理の方法については、特に浴槽は衛生には十分注意して利用者の健康に直接的に影響を及ぼすことでありますから、最も重要な問題だと思われます。レジオネラ感染症については、特に気をつけ、関心が深く、発生の防止に努める必要があると思いますし、泉質は先ほどの答弁で1日6回検査しているようですが、検査結果を発表していないと私は思っております。

この温泉表示に、昨日は温泉は6回検査いたしました。良好な泉質です。安心してお入りください。そんなような表示を脱衣場に掲示することが、私は必要ではないかなと思うんです。そのことが、他市町村の温泉との競争の差別になるんではないかと思います。

それと、先ほどパークゴルフ場も、温泉の入館者数も、年々減っている状況にあるわけです。

この減っている状況というのは、他市町村にそういうものがちょうあいしているから減っているんだといってしまえばそれまでですけれども、いま言いましたように、やはり来ていただけるお客さまに少しでも安心していただけるような、そんな取り組み、必要ではないかと思います。

さっき言いましたように、いま新しく三笠にオープンをするということですから、そこにはまず先に、恐らく行くと思うんです。し

かし、それよりも、美唄は清潔であるんだということをアピールする必要があると思いますが、市長の温泉表示についてどう考えているのかお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、人口問題について、将来のまちづくりについてであります。本市の総人口は、平成17年国勢調査の結果では2万9,073人、現在では2万8,000人台となり、減少が続いておりますが、今後も交流人口の増加によるまちの活性化に務めると共に、定住策や雇用対策に継続して取り組んでいくことが必要であると考えておりますので、これに全力を挙げてまいりたいと考えております。

また、日本全体が今後人口減少・少子高齢時代に入っていくと認識しておりますので、農業面、交通面などにおいてさまざまな知恵や工夫を行い、このような時代や社会状況に対応した、美唄らしいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政運営の考え方ですが、人口減少社会にあつては、歳入に見合った、いわゆる「身の丈」にあつた歳出規模へと適正化することが基本であると考えております。

このため、人件費をはじめとする経常的経費などの適正な見直しのほか、公共事業につきましても、緊急正当に十分配慮すると共に、市債を抑制するなど、将来の世代にとって過大な負担とならないよう、努めなければならないと考えております。

なお、市民に対して財政問題についてわかりやすい内容の情報提供に今後努めてまいり

たいと考えております。

次に、社会問題について、うつ病予防における地域の取り組みについてであります。身近な地域での住民相互による支えあいは市民の健康で安心な生活を送る上で大切なことであり、うつ病予防にも効果があるものと考えております。

本市におきましても、うつ病予防を含めた地域住民が主体的に取り組む健康づくりや、介護予防活動等が広がりつつありますので、このような取り組みを通して、一層地域の力を高めると共に、必要な方へは保健サービスや医療につながるよう、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、温泉水の表示についてですが、衛生面にかかわる表示については、利用客の信頼を得るためにも必要なことであることは考えておりまして、今後表示内容等を検討してまいりたいと考えております。

なお、本市のゆ〜りん館では、平成15年9月20日付の分析表を更衣室に展示しているところでございます。そのような表示をしながら、利用者に安心という部分で利用が増加するような策を講じてまいりたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 4 時 2 0 分 延会